

官報

号外 昭和二十二年十一月二十四日

○第一回 衆議院會議錄第六十四号

昭和二十二年十一月二十三日(日曜日)

午後二時三十分開議

議事日程 第六十三号

昭和二十二年十一月二十三日(日曜日)

午後一時開議

第一 昭和二十二年一般会計予算補正(第七号)

算補正(第八号)

第二 昭和二十二年一般会計予算補正(第八号)

算補正(第九号)

第三 昭和二十二年特別会計予算補正(特第三号)

算補正(特第三号)

第四 経済力集中排除法案(内閣提出)

提出)

第五 持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出)

出)

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出) 造船事業法を廃止する法律案

十一月二十一日

運輸及び交通委員会に付託

(内閣提出) 北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のための一時手当の支給に関する法律案

十一月二十一日

財政及び金融委員会に付託

(内閣提出) 内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案

(内閣提出) 地方財政委員会法案

以上二件 十一月二十一日

決算委員会に付託

(内閣提出) 最高法務廳設置法案

(内閣提出) 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

以上二件 十一月二十一日

司法委員会に付託

(朗読を省略した報告)

一、昨二十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

西尾官房長官不信任に関する決議案

江崎眞澄君外一名

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 昭和二十二年一般会計予算補正(第七号)

第二 昭和二十二年一般会計予算補正(第八号)

第三 昭和二十二年特別会計予算補正(特第三号)

補正(特第三号)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、昭和二十二年一般会計予算補正(第七号)、日程第二、昭和二十二年一般会計予算補正(第八号)、日程第三、昭和二十二年特別会計予算補正(特第三号)、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長鈴木茂三郎君。

昭和二十二年一般会計予算補正(第七号)に関する報告書
昭和二十二年一般会計予算補正(第八号)に関する報告書
昭和二十二年特別会計予算補正(特第三号)に関する報告書
〔以上都合により最終号の末尾に掲載〕

〔鈴木茂三郎君登壇〕

○鈴木茂三郎君 たいだいま議題となりました昭和二十二年一般会計予算補正(第七号)、同じく(第八号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第三号)に関する予算委員会の審議並びにその結果について御報告申し上げたいと存じます。

この三つの補正予算のうち、一般会計の第七号、特別会計の特第三号、これは本年度追加予算の中心となるものであります。第八号は、一般会計における既定経費を約十五億四節約いたしまして、そのうちから十三億四余を追加支出しようとするものであります。

本年度追加予算の編成方針並びにその概要については、先般本会議におきまして大蔵大臣から詳細な御説明があり、これを中心として質疑應答が行われたのでございますから、私はあらためてここで御報告する必要はないと存じて、これを省略いたします。しかしながら、本年度予算は御承知のようにばらばらに提案されてまいりまして、従つて、各種予算を一應とりまとめる意味において、報告の第一といたしまして、補正予算のごく概要を申し上げます。

まず一般会計予算補正(第七号)は、歳入歳出とも八百五十六億四余、第一号から第八号までを通計いたしますと、九百二十一億四余になり、これを

当初予算に加えますと、一般会計は総計二千六十六億四余に上る勘定でございます。

この補正第七号の歳出における重要なものは、何と申しましても御承知の通り終戦処理費でありまして、補正予算としましては四割三分三厘、当初予算と通計いたしましたも、なおかつ三割一分一厘を上乗せするという重い負担となるのでございます。連合軍側においては、その給與、食糧、衣料またはガソリン等を直接御負担になつておるのであります。しかも、わが財政上の負担は軽からざるものがあるだけでなく、これらは一般の財政支出や復金の融資などと相まつて、物と金の両面からインフレーションを助長する要因ともなるおそれのあるものでございます。

歳出においては、このほか官公職員の待遇改善費、すなわち当初予算において千二百円基準で計算されたものが、その後千六百円に引上げられ、今回さらに千八百円基準に改訂されたため支出増加となつたというようなくあいに、物價の引上げに伴う歳出の自然増加による費目が多いのでございます。このほか新しい歳出の費目としては、農業生産調整費、失業手当及び失業保険費等のごとく法律の実施に伴うものとか、災害の復旧費及び貿易資金繰入、復興金融庫出資金、特別会計の赤字負担等、いわゆる健全金融の建

前から一應一般会計の負担に計上することになつてゐるものなどが、注目すべき費目と考えられるのであります。ただ遺憾に思われますことは、まつたくやむを得ざる事情に基くといへ、片山内閣の特殊な性格を顯現せしめた積極的な政策が歳出の上に計上されたものの少いやに見受けられることであつた。

次に歳入につきましては、政府はい

わゆる健全財政なるものを堅持する方針から、財源を普通歳入に求めることとなり、高所得の税率を引上げ、さらに酒税、物品税、入場税等の間接税の引上げを行い、さらに不足する部分を非戦災者家屋税という特別税の創設、タバコ値上げによる専賣益金の増収等によつて補ひ、一般会計としては赤字公債を發行しない、さらに進んでは当初予算に組んであつた四十八億円の交付公債を中止することになつてゐるのであります。かような次第で、いきおい國民の一般の税負担は、やみの利得を除いては、ほとんど極限に到達したやに見え、従つて、特に勤労階級の負担は耐えがたいまでの重さを加えてきたやにもうかがわれるのであります。

次には、特別会計の補正特第三号についてであります。当初二十四を数えた特別会計の数は、新たに失業保険特別会計及び船員保険特別会計の二つを加へまして、合計二十六となつております。これらの特別会計におきましても、一般会計における同様の事情から、補正予算特第一号、第二号を加へますと、歳入においては千八百九十七億円の歳入、歳出においては千六百六十二億円の歳入、これを当初予算の特別会計と通算いたしますと、歳入が四千四百八十六億円の歳入、歳出が四千七億円の歳入、歳出となるのであります。

特別会計について一言申し上げたいことは、政府においては、事業会計については独立採算制の建前をとりまして、しかも新物價体系を堅持するため運賃または料金引上げを避ける方針をとりましたので、経営上の赤字が免れがたいことになり、そこで、建設費の方は生産的な支出であるとの考えからこれは公債によつて賄ひ、損益勘定の赤字はなるべく借入金によらないで、一般会計から合計八十五億円の繰入れることになつてゐるのであります。

さて、以上、一般会計と特別会計の追加予算概要について、一應大まかにとりまとめ申し上げたのであります。が、この二つを、当初予算をも加へて通算いたしますと、本年度予算の総計は歳入六千五百五十二億円の歳入、歳出六千七百三十三億円の歳入、歳出となるのであります。もつとも、未だ二重勘定を除いた純計予算はわかつておりません。しかし、この膨大な予算の実行に伴う政府の財政資金計画によりま

すれば、一般会計の普通歳入、特別会計における公債または借入金、地方債、復興金融公庫の債権等を合計いたしますと、三千四百億円の歳入という数字に上ります。これだけの財政資金を必要とする。これは國民総所得の三分の一以上に該當するわけでありまして、これは政府が吸収する所要資金だけでありますから、政府が民間に放出する分を差し引きますと、政府が必要とする資金はおよそ一千億円を超えるものと推定されるのであります。いづれにいたしましても、本年度予算の実行がなみなならぬ困難に直面してゐることを認めざるを得ないのであります。

こういう重要な予算案を審議いたしますについて、予算委員会は審議のため一般質疑及び各党の代表質問を七日間にわたつて行ひました。分科会を開いて、さらにこまかい点にわたつて審議を行い、公聴会を開いて、國民の代表たる公選人並びに学識経験者の意見を聴取するなど、慎重なる審議を行つたのであります。

委員総会における質疑應答のうちの重要な問題を取上げて申しますと、総合的な問題としては、追加予算の健全性の問題、追加予算とインフレーションの関係、千八百円ベースと物價体系の問題等が論議され、歳入面におきましては、徴税速度と收支の不均衡及び滞納額増加とその対策、大衆課税の問題、申告納税制の問題、非戦災者特別

税、専賣益金増徴の問題、脱税防止の方策及び税務機構の改革等が問題となり、歳出面におきましては、終戦処理費の内容及び負担の限度、政府出資金の可否、科学研究費、六・三制予算、災害復旧費、開拓費、行刑費等増額の問題、官吏の待遇改善と財源の問題、経費の削減と行政整理の方針等が問題となり、その他特別会計と独立採算制、地方財政窮乏化の対策、さらに明年度予算編成方針いかん、こういう問題が取上げられて質疑が行われたのであります。

そこで、これらの質疑中の若干のものについて、かいつまんで質疑應答につき御報告いたします。第一に、この追加予算は資本家階級のための支出が多く、大衆関係の支出は総支出の割に満たない。しかも、無理に均衡をとつたため、収入は最も捕提しやうい間接税や勤労所得税に集中されてゐる、こういう質問に対して、政府側からは、資本家本位の予算を編成する考へでなく、大衆生活安定のために、乏しい財源の中からいづれと配慮したが、もちろん十分とは考へていない、國家再建のためにしばらく御辛抱願いたい、こういう答弁がございました。

第二に、政府は現在の物價体系及び千八百円ベースの維持はできないではないか、官吏の待遇を改善しないのか、財源さえあれば中労委の裁定を考慮するか、こういう種々の質問に対し

まして、政府側から、現在の物價体系内部の調整をはかつて、この体系そのものを大きく変動させない考へである、これを破壊しない限り給與の引上げは可能であるが、その前月繰上げは現行法規上できない、あるいは財源という制約と物價体系を維持するという前提条件下で、中労委の裁定についてはできるだけ考慮するとの答へがございました。

第三に、この予算の実行にあつて、支出は物價騰貴によつて不足するおそれがあるとともに、歳入徴収の困難に伴ひ諸般の問題が激化するのではないかとの質問に対して、政府は、いづれと長い御答弁がございました。第三・四半期の收支実績についてどの程度に租税が徴収できるか、目下検討中であるが、收支不均衡の万一の場合の準備として、大蔵省証券の發行限度を四百億円に引上げ、あるいは貯蓄の増強に努めて、予想される巨額の公債發行に対処したい、こういう御答弁がございました。さらにこれに関連して、滞納額の増加、脱税防止、やみ所得の捕提の困難及び税務機構の欠陥等の問題については、滞納額増加の理由は、財産税等の更正決定の事務繁忙のために所得税の滞納処理が遅れたことと、申告納税制度による所得税の更正決定には二、三箇月の時間的ずれが技術的に免れがたいということにある、こういう御答弁であり、また滞納

処理を迅速にし、滞納利子の引上げを行い、脱税防止については、従来の罰則を強化し、今後は脱税事実については摘発、警告及び告発をするやみ所得の捕提については、第三者通報制、捜査調査、帳簿検査、こういうものを活用し、また消費生活の面から抑えて、本人からの聴取をも併せ行つていき、税務機構の改善拡充については、とりあえずでこぼこ調整その他税務官吏への給与を増額する等の待遇の改善に着手しているが、今後の増額については政令によるか、法律によるかは検討中である、その他講習会の開催、人材の技擧、人員の増加等を実行する一方、国民納税運動を促進したい、こういう御答弁がありました。

第四に、歳出の面については、修繕処理費に關しまして、昭和二十一年度中に余分に支拂われている部分はどうか、その國民經濟に占める負担の限度はどこにあるか、朝鮮向資材費等の措置いかん、公定價格でこの予算を実行し得る確信があるかどうか、こういう質問に對しまして、政府は、余分に支拂つてゐるものはこれを回收する、負担限度の問題は、これを計上するに際して、極力金銭及び資材を減額してあるが、その資材が生産を圧迫しないように、貿易回轉基金によつてその輸入を奨励中であり、朝鮮向資材の点は、講和會議において決定すると思ふが、現在は立替拂である、公定價格による

支拂の実行については、進駐軍側の計画が途中で変更されないこと、割当通り資材がまわつてくれば遂行されると思ふ、こういう御答弁を得たのであります。

第五に、復興金融庫への政府の出資金及び復金債券の消化の問題でございますが、政府側から、復興金融庫の出資は復興金融債券の発行額を減額するためにやつたものだが、この債券の発行高がインフレの要因とならないように、保証融資制や市中銀行による共同引受制その他を通じて市場消化に努めたい、こういう御答弁がございました。

最後に第六に、明年度予算に対する用意はどうか、こういう質問に對して、政府側からは、明年度予算の提出時期については、明年度予算は片山内閣としての最初の本予算であるから、十分國會と連絡をとつて編成したい、ただ異常の經濟状態が続いているために、不本意ながら本年中に提出することとは不可能と思ふ、こういう意味の答弁がございました。

第三は、公聴会における各種の公述人または学識経験者によつて述べられましたところの、本追加予算に對する國民を代表する意思と見らるべき意見の概要でございます。予算の審議に慎重を期するために、ただいま申し上げましたように、十一月十一日、十二日の二日にわたつて公聴会を開催いたし

まして、学識経験者、産業及び金融界の代表、労働組合関係の代表、一般の公述人から意見を聴取いたしましたのでありますが、その大要は、大体次のようにお聞きすることができたのであります。

まず追加予算全体の批判といたしましては、これは單に形式的な均衡がとれておるといふだけのことで、國民經濟全般としての総合的見地から編成されてない、これではますますインフレーションがひどくなるおそれが多い、殊に新規財源として増税及び新税が行われる上に、高率のタバコ値上げが行われることになつておる、また七月の新物價体系と給與水準を維持することとは不可能であるという意見を非常にたくさんお聞きすることができたのであります。

歳出につきましては、一方で赤字増存の経費を増大しながら、他方で現行給與水準を維持しようというのは無理である、また失業対策費等の社会的支出が不十分である、こういう意見も多数にございました。歳入面につきましては、國民の税負担が限度に近い、徴税の比較的容易な勤勞所得税や間接税等大衆課税の重みがますますひどくなつて、大所得やみ利得が負担を免れてゐる、この傾向は、現在の政府徴税機構が不完全であるために一層こういう情勢が激化されておる、この分では、租税滞納や脱税のため年度末には巨額の歳入不足が生じるといふ意見が支配

的でございました。

それではこれに對していかなる対策があるかと申しますと、歳出の面においては、行政機構の合理化はどうしても行わなければならない、また歳入の面においては、新税を創設するよりも、税務官吏を優遇するとか人員を増強するなど徴税機構の拡充強化を行ない、租税の滞納や脱税を取締らねばならないとの見解が一般的でございました。

なお、このほかに一部の意見として、価格差益金は收納の方法を改めれば予定の三倍に増加できるといふ見解、石けん、甘味料、砂糖などを專賣品にせよとの意見、開拓事業は國營にすべしとの主張、國會に國費節約委員會のような制度を設けて國費節約を監督せよとの意見など、その他注目すべきいろいろな意見を公聴会において聞くことができたのでございます。

第四は、かくのごとき慎重なる審議の結果に基く結論たる討論の情勢と、採決の結果に關する御報告でございます。まず討論の概要を申し上げます。社会党の中原健次君は、この追加予算によつて大衆負担が過重となることなど数点を指摘されて、昭和二十三年度すなわち來年度の予算編成に對する政府への注意を喚起して、本案への賛意を表されました。次に鈴木正文君は、自由党を代表して、本予算はすでに一部破綻した千八百円の基準の基礎の上に

つくられ、また本予算の施行によつてインフレへの加速を加えるとの前提に立つて、行政整理と企業整備の断行、税制の改革等七項目にわたる意見を述べ、さらに補正予算第七号中、物品税の減額、酒類配給公團、農業生産調整費等の歳入歳出削減による六億四角の減額に關する修正案を提出されたのであります。次に押川定秋君は、民主党を代表して、行政整理の必要を述べ、予算実行において極力收支バランスに努力すべきことを要請して本案に賛成され、次に川野芳滿君は、國民協同党を代表して、新しい物價体系の改訂、公約した政策の実行等八つの希望條件を附して本案に賛成され、次に第一議員俱樂部を代表して東井三代次君は、金融健全化、予算に科学性を與えること等の五つの條件を附して、これまた本案に賛成され、野坂參三君は、共産党を代表して、この予算はインフレーションを激成し、また大衆の犠牲を要求するものであるからその他の理由で、予算の返上を主張されたのであります。

かくて討論を終り、採決の結果、自由党の西村久之君提出の修正案は少数にて否決、原案、すなわち昭和二十二年一般會計予算補正(第七号)、昭和二十二年一般會計予算補正(第八号)、昭和二十二年特別會計予算補正(特第三号)、これについて採決した結果、多数をもつて可決いたしました。自由党の庄司一郎君、共産党の野

坂参三君は、それ〴〵少数意見を保留されました。

なお御報告の最後に、此の際一言申し上げたいことが二つございます。第一は、委員長より予算委員会に報告をいたしました了承を求めた附帯決議の件であります。これは理事會における一應の意向として、本案を可決するにあたり、三項目の附帯条件、すなわち「今次追加予算に關し、時間的制約のため、審議上支障の少くなかつたことに鑑み、政府は占領下の事態等をも勘案し、予算編成に關しても國會の意向を反映せしめ、また審議にあたつては修正等をもなし得る時間的余裕をもたしめるよう努力すること」を含む三項目の条件を決定したいとの議がございました。しかし、かような政府への希望的條件を附するような慣例は、國會の權威の低かつた旧憲法下における議會の惡慣習であるとの有力なる見解もあつて、これをとりやめることにいたしました。しかし、この問題につきましては、やむを得ざる特殊の事情のため予算の編成が遅れて、分科會を中心とする十分なる審議の結果の必要に基く修正その他國會の意思を予算に反映することのできない今日の情勢に鑑みまして、政府に警告を與えて、今後適當なる方法により、予算の編成の過程において可能な限り國會の意思を予算の編成に際して反映せしめたい、こういう委員長の報告を予算委員會の委員諸君の御了承を得たというのが第一点でございます。

第二点は、この予算委員會の開會後に、委員長または委員諸君は、國民の各方面から、この予算に關連いたしました、書面または口頭をもつてたくさんの人々から陳情を受けているのであります。これらの陳情のうち、もつともと思われる問題については、委員長及び委員會においても努力をいたしましたので、一應その結果についてこの機會に御報告をしておきたいと存じます。すなわち、

一、寒冷地における官公吏の燃料に關する手当は、一兩日中に予算案を補正第九号として提案する。

一、六・三割の殘額七億四、千零對策費、災害復旧費の若干額は、これまた補正第十号として財源の確保を得て提案する。

一、官公吏の生活の問題については、中勞委の裁定に基き、これまた政府においてできる限りの措置を講ずる。

一、映画などの入場税は、來年度の歳入予算の上に大衆的課税にならないように努力する。

一、非戰災者家屋税について、廣島、長崎のごとき特殊の地域については特別の考慮を拂う。

こういふように、それ〴〵政府の御了承を得た次第であります。

びにその結果に対しまする委員長の御報告は、以上をもつて終了いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 少数意見者報告。野坂参三君。

昭和二十二年一般會計予算補正(第七号)、昭和二十二年一般會計予算補正(第八号)及び昭和二十二年特別會計予算補正(特第三号)に關する少数意見報告書(都合により最終号の末尾に掲載)

〔野坂参三君登壇〕

○野坂参三君 私は、日本共産黨を代表しまして、今日上程された補正予算、これに対する反対の意見及びこの予算を政府に返上してもう一度やり直して、もう、こういう意見を申し述べたいと思ひます。

まず第一に私たちの反対する理由は、今委員長からも報告がありましたように、公聴會におけるほとんど大多數の公述人諸君及び委員會における各種の代表者の發言の中でも、また政府から提供されました資料とかあるいは政府責任者の若干の答弁の中にも、一致して認められてゐることは、結局、この補正予算というものはインフレを助長するものである、ということ。大藏大臣は健全財政と申されますが、しかし、この大藏大臣の言は、大衆の中のただ一人にすぎない。大多數の者は、これは不健全な——ある責任

ある、また日本でも有数の財政學者といわれている人の言葉によれば、日本の財政史の上でこれほど不健全な財政はないということがいわれている。なぜ一体こういうことが起るかと思はれます。私は二、三の点について申し述べたいと思ひます。

第一に、政府の方では今度の予算をつくる上において、その基礎として國民所得を九千億圓、こういうふうに見積つておられます。これは一つの私たちの見方から見れば、大きなインチキであります。どうしてこの基礎が出たかと申しますと、これは昭和十年のその時の國民所得を百五十六億圓、こゝろ見積つて、これの六〇%、これが今年度の實質國民所得ということになっております。九十四億圓、これが今年度の實質國民所得ということになつておるのであります。

さて、この六〇%、これが問題である。〔倍じやないか〕「いや生産だ」と呼び、その他発言する者あり。生産が六〇%である。そうしますと、この六〇%はどこから出るかといへば、たとえば鉱工業の生産を見ても、この期間には、わずかに三〇%ないし四〇%にすぎない。ところが、ここでは六〇%である。そうしますと、鉱工業以外の、たとえば商業方面その他におけるものを八〇、九〇、こういうふうに大きく見積つてゐる。こういうことはあり得ない。こういうふうに大きな水

が盛られてゐる。これがすなわち九十四億。ところが、この九十四億の實質國民所得というものが、政府の計算によりますと、突然九千億に上つてゐる。これは何かといへば、その期間における物價の騰貴ということでありまゝ。しかし経済白書には、明らかにこの期間における物價の騰貴は六十五倍ということになつてゐる。なぜ一倍百倍になつてゐるのか。この問題について、私は委員會において政府當局者に聴きましたが、政府當局者は答へることができなかつた。なぜ百倍にしたか、これを答へることができない。これはすなわち、九千億というものはだめである、いいかげんにつくられてゐる、これを証明してゐる。

ところが、この九千億、これを土台にして今度の予算をつくつて、これが健全財政、健全財政と言つてゐる。私たちの計算では大体において日本の今日の國民所得を一千数百億圓超過するよう大きな予算が組まれておる。これは私だけの意見ではありません。大内教授も、公聴會において同様なことを申されておる。ただこれを否定するのは政府だけです。

そのほか、この委員會におきましては、たとえば税金の問題で、未納金が膨大なものに上つておることは皆さん御承知のこと、そこで、これをどうして埋めるかと質問した。結局大藏証

券にもつていく。この大蔵証券は、今委員長の御報告もありましたように、四百億に上る。これはどういふ結果をつけたかというのを、私は委員会で見聞しました。結局これは日銀の背負いこみだと言つておる。これがすなわち、日本銀行の紙幣を發行しなければならぬことになる。

さらに復金債の問題があります。これが五百五十億ありますが、しかしこの中で、大蔵大臣の御意見では、これを今まではほとんど大多数日銀の負担でやつておつたが、今後は市中銀行にこれを消化させる方法をとる。それがために利回りも考慮する。で私は、政府の当局者に聴きました。市中銀行で一体いくら消化できるかというところ、大体一割程度、前に一割、今度も一割、そうすると大体二割が市中銀行において消化できる。あとの八割は、やはり日本銀行へもつてこなければならぬ。政府の当局者は、やはりこれは日本銀行の負担になると言つておる。ここからやはりインフレが出てきます。

そのほか土木工事費の問題、あるいは千八百円ベースは必ず破綻しなければならぬ、こういうようなところから、必ずインフレーションが起つてくる。第二次、第三次の追加予算は必至である。今日の新聞を見ましても、もう政府当局としては第二の追加予算を考慮されておるといふ。たとえち悪性インフレ、すなわち第一次世界

大戦後のあのドイツのような悪性インフレが、われわれの目の前にあることを示しておると思うのです。私はこの問題を考えますときに、今度の予算は明らかに日本の経済を破綻させる性格をもつた予算であると思う。この意味におきまして、私はこの予算に反対するのであります。

また和田安本長官の方でも、この年末には千九百二十億の日銀の紙幣は出るだろう、これ以上は多分出ないだろうということを強調されましたが、しかし、数日前参議院の公聴会で川北日銀副総裁が申されたのは、そうでない。二千億をはるかに突破するに違いない、二千九十一億になるだろうということ、日銀の責任者が申されておる。ただ和田安本長官だけが千九百二十億を出過ぎないと言つておる。しかし、現実にはそうじやない。どん／＼紙幣は増加してくる。これが来年三月になれば、あるいは二千数百億、あるいはある人の意見によれば三千億に達するかもしれない。すなわちインフレはどん／＼進んでおる。

私は皆様に御注意を喚起したいことは、今年の春ごろまでは、日本のインフレの状態は、たとえば日本銀行の紙幣の増加額は、物價の増加額に大体において並行していましたが、しかし、春ごろから異状を來して、日銀の紙幣の増加と物價とは、物價の方がはるかに上まわつてきておる。これはすなわち悪性インフレ、すなわち第一次世界

第三の理由としましては、この予算全体、これを見た場合において、資本家擁護の性格が非常に強いこと。また現実インフレがどん／＼進む。この予算においてインフレがますます進むでくる。これ自体から日本の資本家はもうけることができる。実質賃金は下る。物價は上る。従つて、ここに利潤が上つてくる。これすなわち資本家擁護の財政といわざるを得ない。

第二の問題としましては、これは先ほど鈴木委員長からも申されましたが、今度の予算は大量に負担を非常にかけるものである。たとえば間接税を見ましても、これが税収の半分以上を占めておる。これはみな大衆課税である。ところが、直接税の中にはどうかと申しますと、たとえば勤労所得税、事業所得税、そのほかずつと大衆課税に類するものを計算してみますと、直接税の中で六〇％くらいは大衆的な性格をもつておる。ここでもやはり大衆の負担になつてくる。しかも問題になるのは、この直接税の中で源泉課税的なもの、たとえば勤労所得税、あしものは厳重にとることができず、そのほかのものにおいては、常に脱税がやられておる。そこで、結局結論としては、この税制の中において間接税が大多数を占め、直接税の中でもやはり大衆課税が大多数を占めておる。ここを見ましても、いかに今度の予算というものが大衆課税的な性格をもつておるかということを明瞭に示しておると思うのであります。これが第二の理由。

大戦後のあのドイツのような悪性インフレが、われわれの目の前にあることを示しておると思うのです。私はこの問題を考えますときに、今度の予算は明らかに日本の経済を破綻させる性格をもつた予算であると思う。この意味におきまして、私はこの予算に反対するのであります。

では、この歳出の面で一体いくら勤勞者の方面に出ておるか申しますと、先ほど委員長は、直接に大衆に出ていふようなものはわずかに一〇％にすぎない、こういうふうに申されましたが、私のそれはそれ以上間接に關係するやうなものを計算して見ますと、大体二七％ある。すなわち歳出の方面では、資本家擁護的なものが七三％ある。大衆に多少でも關係のあるやうなものは、わずかに二七％。

第四には、この予算を見まして、半分以上が生産的でない方面に使われていきます。しかも、この財政政策全体を見ますと、積極的に今日の日本のこの破壊された状態を回復し、生産を少しでも回復し、また將來に何か見通しのあるやうな政策が少しもこころで盛られていない。積極的な面は少しも出されてない。この問題に關して、今日の日本の危機を切り抜けるためには、斷固たる政策をとるべきである。今までのやうな、いい加減な補綴策でやれば、結局日本はじり貧——じり貧では

第三の理由としましては、この予算全体、これを見た場合において、資本家擁護の性格が非常に強いこと。また現実インフレがどん／＼進む。この予算においてインフレがますます進むでくる。これ自体から日本の資本家はもうけることができる。実質賃金は下る。物價は上る。従つて、ここに利潤が上つてくる。これすなわち資本家擁護の財政といわざるを得ない。

では、この歳出の面で一体いくら勤勞者の方面に出ておるか申しますと、先ほど委員長は、直接に大衆に出ていふようなものはわずかに一〇％にすぎない、こういうふうに申されましたが、私のそれはそれ以上間接に關係するやうなものを計算して見ますと、大体二七％ある。すなわち歳出の方面では、資本家擁護的なものが七三％ある。大衆に多少でも關係のあるやうなものは、わずかに二七％。

ない、あるいはこの状態になるかも知れない。これは今度の予算を見れば、よくわかります。

私はこの場合において、共産党が今まで主張したこと、これはここでは申し上げません。ただ、今総理大臣を選られている社会党の諸君が、この春の選挙のときに主張されたこと、これだけでも、もし行われるならば、このインフレの状態はこうまでなつてこなかったであろうし、このような予算も出されなかつたはずだと思ひます。

たとえば、社会党の政策を見ますと、第一に、資本家補給金を廃止しようということをおぼえておる。われわれも賛成です。ところが、今度の予算はどうであるか。逆ではないか。また第二に、社会党の方面では戦時公債の利子を一年間にたな上げということをし主張されたが、今度はどうか。これが少しも盛られていない。また社会党は選挙のときに、一枚看板として新円大口所得者に対する重税を課すると言われたが、一休これがどこにあるのか。少しもない。また社会党としては、第二次財産税ということも主張された。これも、もちろんない。また社会党は、金融機関の國家管理、あるいは重要産業の國家管理、こういうことを主張された。しかし、これももちろん載つておりません。これは民主黨との連立の關係上出されないのだということを、いつも申されます。しかし、私が社会

党の総理大臣である片山総理に予算委員会で聴いたところによりますと、結局社会党は、今度のこの内閣では社会主義というものはやらない。もしやると思ふれば、ちびり／＼やつていく。そこで私は、一体どういふふうにおやりになるのかと申しましたところ、今出たところの法律案で、政治的方面におけるいろいろな社会主義の基礎をつくる、こういう意味のことを申された。それはどういふものかと申しますと、これは結局社会党がつくつたのではなく、前から新しい憲法に附屬したいろいろな法案があり、これを今出されたのに過ぎない。またここで特に注目すべきは、片山総理は國家公務員法というものを出したではないかと言われたのでありますが、私は、この國家公務員法ほど日本の官吏が反対した法律はないと思ふ。この國家公務員法は彼らを縛りつける惡法である、彼らが徹底的に反対した。これを社会党は提出したことを誇りとしている。私は時間がありませんので、これ以上申しません。

最後に申し上げると、結局この予算全体を見た場合において、インフレはますます激成される。國民大衆の生活はますます窮乏する。日本の経済的な再建はできない。できないだけではない。私は日本の経済力がさらに弱つてくると思ふ。特にきよう上程されようとする経済力集中排除法案、これは、私がこの前ここで述べましたように、

日本の経済力を分散して、日本の経済力をますます低下させる。その結果はどうかと言へば、結局日本の國の經濟が、外國にすべて頼らなければならぬことになつてくる。言い換へれば、民族の獨立が危くなる。こういう性格をもつた法案である。

この意味におきまして、私は共産党を代表しまして、明かにこの予算に對して反対を述べると同時に、政府側におきまして、この予算を再編成して、もう、こういうことを要求して、私の討論の演説を終りたいと思ひます。

（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 修正案の趣旨弁明。西村久之君。

昭和二十二年度一般會計予算補正（第七号）に對する修正案（西村久之君提出）
〔都合により最終号の末尾に掲載〕

〔西村久之君登壇〕

○西村久之君 私は、日本自由黨を代表いたしまして、修正案の内容について趣旨弁明をいたさんとするものであります。

まず修正案の概要について御説明を申し上げます。歳出につきましては、産業經濟費中、農業生産調整費一億九千五百四十四千円という額を修正全額とすると、これに關連しております経費見積額三万九千円を、同じく修正

減額をいたさんとするものであります。なお、政府出資金中四億二千五百万円を修正減額いたしまして、修正総額を六億一千五百六十三万三千円とさんとするものであります。歳入につきましては、租税收入中物品税におきまして、追加増税額分、すなわち六億一千八百万円を全額削減いたしまして、前年度剰余金において二百三十六万七千円を増額修正して、修正総額を六億一千五百六十三万三千円とさんとするものであります。以下、内容について詳細に御説明申し上げたいと存じます。

農業生産調整費は、御承知の通り、ただいま本議院において審議中の臨時農業生産調整法に基きますところの所要費であり、地方の市町村農業調整委員会に對する補助金額が大半を占めておるのであります。その額は一億八千三百四十九万円と相なつておるのであります。しかしながらこの内容は、各市町村に十五名の委員を配置し、事務員一人を置いて調整委員會の構成をたそうとする経費であるのであります。何ら農業方面の他に關係の累を及ぼすべき費用でないものであります。しかも、この生産調整法なるものは、皆さんの御承知の通り中央よりの命令法でありまして、非民主的であり、この法案が通過いたしますと、ごときとがあらますならば、日本の農村民主化は根柢より破壊される惡法であると信ずるがゆゑに、これに要します経

費の必要を認めませず、ここに全額せんとするものであります。もちろん、農村の民主化をはかり、農民の健全なる発達を期しますためには、地方に優良なる技術員配置の必要があり、これに要する補助等の費用の増額は、政府において適切妥當なる方途をとられんことを望む者であります。

次に歳入につきまして、政府出資金中四億二千五百万円を減額せんといたしますゆゑんのものは、酒類配給公團、飼料配給公團、油糧配給公團等配給公團に對します今後の支出見込予定の基本金に充当せんとしておるものであります。これも本年度中にその経費の必要を認めませぬがために、経費節約の見地よりこれを修正せんとするものであります。

次に歳入において、物品税追加増額額六億一千八百万円を全額せんとする理由は、今日のごとく國民家計費に赤字を出す生活苦境の際におきましては、生活必需物品に對する減税をはかるべきが當然であると思ふのであります。にもかかわりませず、反対に増税をはからんとするこの矛盾は、何としてでも私はこれに應じ得ないのであります。殊に最低賃金千八百円ペーシングを堅持せんとする折には、生計費の重圧となりましますところの間接税の軽減をはかることが妥當なりと信じて、これを修正いたさんとしたしておるのであります。これを要約いたしまするな

らば、不要不急の費はすべからずこれを節約し、生活費の重圧となる物品税のごとき間接税は、能う限り減免すべきものであるとの見解のもとにおいて修正をいたさんとしておるのでございます。

予算総会におきますところの各委員の質疑内容より見ましても、ただいま委員長のご報告のごとき、間接税の重圧を受け、国民生活の基礎を破壊する意味の御意見ばかりであつたと思つております。しかしながら、お口で間接税の軽減を叫びますよりも、まず提案中の予算案において、単刀直入、その氣持を表わすべきが私も議員に與えられたる責務と、私は痛感いたしておるのであります。(拍手)

政府は、追加予算編成にあたりまして、わが國の經濟狀況が空前の危機に直面をし、生産は沈滞不振に陥り、通貨膨張の結果物價が暴騰し、その結果國民生活はいよゝ深刻な貧窮状態にあえいでおることをお認めになつておるのであります。また財政狀況におきましても、新財源に乏しく、租税の滞納が相当額に上り、財政の建直しにすこぶる困難な事情にあることをも率直にお認めになつておられるのであります。しこうして、この經濟危機を克服するために、國民生活の安定と重要生産の振興等に留意して編成に當つたことを述べられておるのであります。が、五箇月余を要して編成された追加

予算は、前代未聞の歴大なる財政經濟の破局予算でありまして、先ほど委員長からお述べになりました通りに、本年度の追加總歳入歳入予算額は八百五十六億六千万円と相なり、本年度の本予算と通計いたしますならば、実に本年度中の總予算額は二千六十六億六千万円と相なつておるような歴大なる追加予算を組まれたのであります。

その原因と申しますのは、ほかに何もないのであります。片山内閣がとられましたところの高物價政策がこの原因をなしておると私は申し上げても過言でないと思ひます。(「ヒヤ」「拍手」)しかるに、今日物價はなお高騰をたどりつつある状態であります。またさらに物價水準を引上げなければならぬはめに陥るような形勢をたどられつつあるのであります。

私は、常に政府の言われる通りに、物價はいかなる場合でも値上げをすることはよろしくないと信じております。ある一定の物價は、その限界線において抑えまして、物價の維持がでる政策をやらなければ、物價と資金の悪循環は断じて断ち切ることができないといふことを信じて疑わぬものであると。さうにしてつくられましたところの予算でありまするがゆえに、片山内閣も、かく民衆に負担の加重を來すようなことはお考へにならなかつたでありましようが、やむを得ず、誤つた高物價政策のために、大衆國民を

苦境にあえがなければならぬようなどん底に陥らしめておるといふことを断言してもはばからぬのであります。(拍手)

御承知の通り予算は数字の羅列ではないのであります。歳入も歳出もあり、歳出もまた生産に役立つものでなければなりません。ところが、その歳入の内容を検討いたしてみますと、先ほど来るるお述べになりました通りに、大衆國民が非常に重くなつております。大蔵大臣は、この議場におきまして、直接税と間接税との關係の率を七対三だと言われておるのであります。私は、總括的にこれを比較して申すべき筋合のものではないと思つております。増税をはかりました増税率について、私は比較論議してみたいと思つておるのであります。

なぜかと申しますと、今回増税の結果によつて國民が負担を受けますところの直接税と間接税との比率は、逆に直接税が三であり、間接税が七となるのであります。これにタバコの値上を國民大衆轉嫁税なりと推定いたしますときには、実に驚くべきなれ、直接税一に對して間接税は九という割合に相なると思ふのであります。なぜかと申しますと、直接税とこの所得税の増税額は、予算額中三十八億六千万円にほかなりません。しかるに、間接税の増税たる酒の増税で九十七億六千万円あります。それに今私が聲少なながら

修正をせんとする物品税の六億六千万円、入場税の十億六千万円、これを合わせると、増税額だけで所得税は三十八億であり、間接税は百二十億になんとなつておる状態になるのでありますから、私の申し上げました通りに、逆に三対七の比率によつて増税をはかられておるといふ結果になるものと信ずるものであります。これにタバコの税を加えますならば、先ほど申しました通りに一対九の比率になります。ゆえに、異口同音に間接税の低いといわれることは、われ／＼が認めまいといたしましても認めざるを得ない増税率に相なつておると信じて疑いません。

この意味におきまして、先ほど申しましたように、世の中は非常に窮屈なる——家庭は赤字にあえぐ今日の狀況から鑑みまして、私どもは家計費の一部を補うと申しますか、一部のたしにでもなるようにといふことを考えまして、物品税の増税分に対してなりでもここに修正をいたしまして、さうして、その修正の恩恵を受けるところの家計を救済していく、こういうことが最も適切でなかつたかと思ふのであります。

口に税金が高い、間接税が高いといふことを呼ばれましても、出てまいつておりますところの予算に對して筆を染めないうで、口で言うだけでは、その効果は断じてあるものではありません。口に言わずして、予算の上について、皆さん各位が國民のためになるように予算を整理されてこそ、初めて健全なる財政となり、りつばなる予算になるものだとおぼえておることを信じて疑いませんがゆえに、ここにあらえて聲少なから修正意見を提出いたしまして、皆さんの御批判を仰ぎ、願わくば全会一致をもつて御賛成あらんことをお願いいたしまして、私の修正意見にかえる次第であります。(拍手)

○議長(松岡廣吉君) 討論の通告があります。順次これを許します。加藤シヅエ君。

〔加藤シヅエ君登壇〕

○加藤シヅエ君 ただいま議題となつております追加予算に對しまして、私は社會黨を代表して一言意見を述べさせていただきます。

まず第一に申し上げたいことは、われわれは決してこの追加予算に満足していないといふこととあります。このことは、すでに予算委員会におけるわが党からの質疑討論において十分盡してありますので、ここでは簡単にその要點だけを指摘しておきます。

この追加予算案は、第一に、これはインフレーションに追いかけられていき上り、しかも、この予算の施行によつてインフレをさらに助長するおそれのあることとあります。第二に、支出の目的が著しく資本救済の臭味の強いこととあります。第三に、その當然の結果として、社會黨の政策が隅の方に

小さくちじこまつてゐることでありま
す。第四に、いわゆる形式的な健全財
政の犠牲として、勤労大衆に過重な負
担を求める傾向の強いことでありま
す。また手続の上からはいろいろの事
情もありましようが、会期ぎりぎりの
ところで提出されたので、國民の納得
のいくように十分審議する余裕を與え
られなかつたことでもあります。もし時
間にゆとりがあれば、徹底的にこれを
修正したいところでもあります。しかし
御承知の通り、現下の非常事態におき
ましては、一日の儉安はたちまち全國
民の経済の崩壊を招来し、勤労大衆の
生活は危機に迫りこまれるような事情
にあります。この瞬間におきまして、
われわれに與えられた任務は、いかに
してこの当面の危機を切り抜けるかに
あります。

予算の内容を見ればおわかりのよう
に、この追加予算は、敗戦國の予算と
しての特質が次のように現われており
ます。第一に、終戦処理費と賠償撤去
費が、本予算と追加予算との合計にお
いて総支出の三〇%を超えること。第
二に、戦争と敗戦によつて直接また
は間接に被害を受けた氣の毒な方々に
國家から救援の手をさし伸べる費用と
して、生活保護法、引揚者関係費、災
害扶助費、失業手当及び失業保険費、
國立病院等の物件費、それから引揚者
を運ぶ船舶に対する船舶運賃補助費
等が、六・七%を占めております。第

三に、戦争と敗戦の被害から立ち上る
ための復興費用が、公共事業費、義務
教育費、住宅復興費、農地改革費、
農業生産調整費、外國貿易業者來朝
費、試験研究所物件費及び地方分與税
分與金等で、本予算と通算して一七%
に及んでいること等であります。

このように、戦争と敗戦の跡始末と、
これから立ち上るための費用は、全体の
五四%にも達しているものであります。
残りの四六%は、大部分がインフレレ
ションの結果支出せざるを得なくなつ
た給與改善費とか、特別會計の赤字を
埋めるための経費とか、インフレの激
化を抑制しようとする價格調整費や政
府出資金等でありますが、これがま
た、かえつてインフレを上昇せしめる
危険を孕んでいるのであります。概観
いたしまして、戦争の被害を速やかに
解消して國民経済の復興をはかる経費
がわずかに一七%しかないことは、この
予算の特色をなしており、まことに遺
憾に堪えません。

この追加予算を通じて見たわが日本
の國民生活の現状は、実に暗澹たるも
のがあります。しかしわれわれは、日
本國民の自負心に訴えて、過重な負担
であるとはいへ、敗戦日本の責任完遂
のための経費、または最低の生活に足
りない給與であるとはいへ、解決すべ
き問題は、勇敢に解決しなければなら
ないと思ひます。(拍手)すなわち政府
は、歴代内閣の失敗の後を受けて乱脈

の限りを呈している配給機構を整備し
なければならぬと思ひます。(拍手)
政府は配給の確保によつて、家計の
赤字を數千幾千萬の主婦にこたえねば
なりません。物價の上昇を極力抑圧し
て、俸給の少きを痛憤する俸給生活者
の無言の抗議に報いねばなりません。
重税と資金難及び資材難にあへぐ中小
商工業者に、減税と融通の途を開いて
やらねばなりません。そして、これら
の勤勞階級の肩にかかつている重荷を
一つ／＼とり除き、それをやみ利得者
と脱税者の頭上にのせてやらねばなり
ません。(拍手)

この追加予算は、かかる方策と相ま
つて初めて実行されるものと信じてお
ります。われわれがこの予算に不満足
であることを率直に表明しながら、こ
れを容認するゆゑにも、ここにあるの
であります。しかし、社会主義政策の
実現を理想とし、またこうした政策を
徐々にも実現することなくしては危
機を突破し得ないと思ふ私は、
目下編成中の明年度予算については、
百パーセントわれわれ勤勞階級のため
の政策を織りこむことを要求するもの
であります。(拍手)

ところで自由党からは、七項目の警
告及び相当手きびしい御批判がありま
した。われわれすらも不満をもつてい
る有様ですから、御意見はごもつとも
と存じます。しかし、実のところ今度
の追加予算は、前内閣の編成されまし

た本予算が手のつけようのないインフ
レ財政に基くものであつて、(拍手)そ
の跡始末のため非常な犠牲を拂わされ
たものであることを、國民全体として
十分認識していただきたいと存じま
す。予算委員會の席上、自由党の鈴木
委員が、栗栖蔵相の苦衷を諒とされた
ことは、おそらくこの間の経緯を十分
御了承のことと存じます。

共産党は、この予算がインフレを激
成し、大衆に犠牲を要求するものであ
るとの理由で、予算の返上を主張され
ているようであります。しかし、さし
迫つた今日の危局におきまして、予算
返上を主張して予算の成立を妨げた
したら、一体いかなる事態が生じる
か。(拍手)十二月一日に政府の支拂
べき終戦処理費とか、官公吏の皆さん
への給與の財源をもたない現実を野坂
委員は御承知の上で発言されたかど
うか、私は疑いたないのであります。(拍
手)年末を控えて、多数の官公吏がい
かに生活苦にあへいでいるかは、共産
党の方々が口を開けば必ず第一に取上
げられる問題のように存じておりま
す。さればこそわれわれは、少からぬ
不満をもちながらも、この追加予算を
承認し、片山内閣が組閣後はじめてわ
が党内閣の予算を編成することになる
明年度、すなわち昭和二十三年予算
を通じて、少しでもよいものにするこ
とに力を注ぎたいと存じております。
何としても、インフレの防止と生産

力の回復が基本であります。(発言す
る者多し)私どもは、社会政策の實現
を眼目とする明年度予算の編成を政府
に要求するとともに、とりあえず当面
焦眉の急に迫られてゐる勤勞階級の生
活苦の解決並びにやむを得ざる緊急問
題に対処するため、本追加予算に賛成
の意を表明するものでございます。
(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 鈴木正文君。
○鈴木正文君 提出された本補正予算
案に対して、自由党の意見を表明いた
します。

今回の補正予算は、本年七月に実施
された新物價体系の影響を受けて本予
算を修正せざるを得なくなつてきたと
ころに根本的理由があるということ
は、大蔵大臣の説明をまつまでもなく
明瞭な点であります。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○鈴木正文君(續) 従つて、補正予算
を通観して、國家活動の上にも、ある
いは民間企業の上にも、何ら積極的復
興の意図も方式も盛られておらず、單
に擬制的な数字の上における健全財政
の形骸だけが並べられておるといふの
が、大体においてこの予算の性格であ
り、こうした結果に陥つたことは、予
算編成の出発点から見ても當然なので
あります。

しかも、この補正予算は、大蔵大臣の呼号するところの健全財政とは大よそ反対に、予算それ自身が遂行されていくところの過程において、その編成の基礎となつておるところの新物價体系を突き崩して、第二、第三の物價体系の制定を、安本当局の説明いかんにかかわらず、必ず余儀なくするところの性質をもつておると同時に、本年度中にも第二、第三の補正予算を提出せざるを得なくなる必至の性格をもつておるのであります。こういう重大な自己矛盾を内蔵している予算なのであります。その理由は、大体次の通りであります。

〔発言する者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 討論者が声を傷めてゐるときは、つとめて静粛に願ひます。

○鈴木正文君（続） まず、この補正予算における歳入の中で、終戦処理費、賠償施設処理費、價格調整費、公共事業費、その他補助的の性質の面に支出されるものを合わせますと、約八百億に達するのであります。追加予算額九百二十一億円の大部分を占めておるのであります。これが直接に生産増強の面に働かないといふことは、性質上やむを得ないと思ふのであります。さらに政府が中央労働委員会の裁定に従うといひましたならば、ここにも同じ性質の百億円前後の資金の放出がある。

これに對して、歳入の方はどういう形で健全財政のつじつまを合わせておるか。大蔵大臣は、過般衆議院におきまして、当初補正予算案を通じて二千六百六十億円の歳入のうち、租税収入によるものが、補正分六百三十七億四、当初予算から通算いたしました千三百三十二億円であつて、歳入のうち租税の占める分は、追加予算のみで六五％である、それから租税のうち直接税と間接税との比率は七対三になつておるのであるから、まさに健全財政に間違ひはない、こういう説明をしておられるのであります。しかし、租税体系の内容を見るならば、わずかに非戦災者税、非戦災者家屋税等のほかは、いづれも平面的、機械的に税率の引上げを行つたといふにすぎないのであります。同時に一方においては、自然増収を歳入と見合ふ程度に勝手な数字を羅列したといふ形をとつておるのであります。最近の國際經濟機構の中における根本的の变化といふふうなものに對應するところの税制の改革あるいは行政の整理といふふうなことを断行しようとするところの氣魄は、どこにもその片鱗さえも現れておらない予算なのであります。（拍手）

私どものしばしばすでに指摘いたしましたように、上半期においてさき租税は予定の三割前後の大滞納を來してゐる。これに追加予算に示されたところの歴大な租税、これを一挙に本年の下半期において徴收するといひましたならば、おそらくそれは千億円を超す巨額な額にならうと思ふのであります。大蔵大臣のしばしば言われた、極力努力するという程度のことでは克服される筋ではないのであります。あるいはまた税務官吏の待遇改善——むろんわれわれも、かくのごときは即刻実現すべきであると思つてゐるのであります。しかし、この程度のことを實行したからといつて、この根本的に無理のある租税体系、そしてすでに飽和点を突き破つてしまつてゐるところの國民の担税力、この二つの大きな穴を埋めるというふうなことは、とうてい期待することはできないと思ふのであります。（拍手）従つて、年度末までにこの方面から生ずるところの政府の支拂超過額といふものは、相当歴大なものがあつて、数百億に達するのであります。加ふるに、さきにも申しました通りに、明年早々あるいは本年中に、政府は新たに追加予算を提出しなければならなくなるであらうと思ふのであります。これらの面を総合しただけでも、健全財政はすでに單純な徴税の面においても、明らかに算術的にさきも破れ去つてゐるのであります。（拍手）

さらに一層根本的な破綻は、大蔵大臣が予算の編成の基礎としたと言われるところの物價体系の破綻の中にあるのであります。この予算そのものが、自分で物價体系を必然的に破綻せしめていくであらうという要素を多分に含んでゐるという点に、重大なる破綻の根因があると思ふのであります。一体、千八百円ベースはこれを堅持するかどうかというふうな議論が行われ、政府は今日でも堅持する、堅持すると言つておられますが、すでにまつたく崩壊し去つてゐることは、私が詳しく申し上げる必要もないと思ふのであります。政府もおそらく、実は千八百円ベースの崩壊といふことは認めておられると思ふのであります。もつて端的に申しますならば、本年の七月にそれが決定されて以來、一瞬といへども、この千八百円ベースといふものは、現実に存在し得なかつたのであります。まづた安本の作文的——足のない幽霊的数字にすぎなかつたのであります。（拍手）

この予算は初めから存在しないところの千八百円ベースであるいは、またかりに百歩を譲つたといひましたとしても、すでにその予算の編成當時においてまつたく破れ去つてゐるところの千八百円ベースを基礎として作成したと、これは大蔵大臣も言つておられる通りであります。ところが、そういう矛盾の上に立つてゐるところの予算であり、しかも予算自身が、その予算の遂行にあつたて、このベースを加速度的に破壊していくといふところの矛盾した性質を予算自体の中に内蔵してゐるのであります。では、どこにさういつたところの性質が内蔵されてゐるか。第一に、無理な機械的徴税によりまして滞納を生じ、数百億円の政府支拂超過が生ずるという大蔵大臣の弁明にかかわらず、日銀によつてこの赤字が跡始末されなければならぬといふことになるのは必然であります。ここに財政インフレの大きな素因が横たわつておると申さなければならぬ。それから復興金融庫であります。復興金融庫に対する政府の出資は、百億圓といふことになつてゐる。それではたして日本の産業の重要な部面がもちたえ得るでありましたようか。とうてい、そんなことはあり得ないのであります。おそらく、これに加えて四百億圓前後は、このルートから放出されなければならないといふことは、必至だと思ふのであります。これを復興債券で賄うといひましたとしても、今日この情勢の中で、市中で四百億圓前後の復興債券が消化されるというところは、常識的にも考え得られないのであります。千億圓以上の税を、この下半期において、大蔵大臣の言うがごとく、つががなく徴收しながら、しかも一方において、四百億圓前後の債券をも無事に市中で消化するといふふうなことが、望み得るはずはないのであります。

しかも復金というものは、当初の使命であるところの産業復興の金融というよりも、むしろ今日におきましては、救済機関としての金融に忙殺されておる現状であつて、これらの資金が生産の増加というような積極的な面に向けられないことは、わかりきつておるのであります。復金というトンネルを通して、インフレ助長の危険というものは多分に遺されておるのであります。財政資金の膨脹からくるこの産業資金への圧迫は、おそらく大蔵大臣がいかに説明されましようとも、この復金のトンネルを利用することによつて何らかの赤字のつじつまを合わせざるを得なくなることは、必然のことだろうと思ふのであります。

次に、今後必ず提出されるであろうと思われるところの追加予算から、相当量の支出が予想される。その額を算定することはできないけれども、おそらく、今提出されておるところのこの追加予算に近いところのものが現われてくるおそれがあるものであります。

以上を併せて考えますならば、大蔵大臣の言うように、赤字による日銀券の増発はやらないなどということは、考へてみることも、また言われることも勝手でありませうけれども、現実の情勢と照らし合わせまして、どういふべき得るはずがないのであります。そうして、政府の支拂い超過と民間金融に対する日銀の支拂い超過とを

一緒にして考えましたならば、おそらく巨額な、場合によつては千億に近いというような数字が現われてくるということは、だれでも考へ得るだろうと思ひます。千億になるかならないかは別として、おそらくそういう巨額な数字が現われてくるという事は確かでありませう。以上が、大蔵大臣の呼号される所々の健全財政、健全金融のやがておそろく近い将来において露呈されるであろうと予想される実態なのであります。こういう状態のもとにおいて、インフレの高進、物價の急騰というものは必至であるだろうと思ふのであります。

一方生産の面は、例年下半期において下降する。特に石炭、電力の現状をもつてしたならば、例年よりも急カーブを描いて下降するであろうと思ふ。物資との見合いにおいても、インフレ高進は当然拍車をかけられざるを得ない情勢にあるのであります。こうした情勢においては、経済白書に盛られたところの國家財政と企業と家計、この三つの総合性というものが、はたして保たれるのでありませうか。

大蔵大臣は、間接税増徴を極力避け、そうして大衆負担を軽減したといつておられる。補正予算についてみても、所得税、非戦災者税、家屋税その他直接税系統のものは、合わせて三百八十億圓にすぎないのでありまして、これに對しまして、間接税は大ざつば

に計算いたしましたとしても約二百億圓、これにタバコ專賣の收入二百五十九億圓、こうしたことを見合いましたならば、大衆の負担がこの予算によつて軽減されるという大蔵大臣の説明をそのまま受取ることは、とうていでき得ないはずであります。

それから鉄道、通信等の上にも、赤字が、しばしば政府の説明されたように残つておる。七十五億圓を一般會計から補給しておるけれども、しかしながら、なお莫大な赤字が残されておる。通信料の値上げ、鉄道運賃の値上げは必至であらうと思ふのであります。それが大衆課税の性質をもつものであることも、言うまでもないところでありませう。これらの点から総合いたしましたして、千八百圓ベースはすでに完全に破れ去つておるのであります。裸の王様の話のように、政府部内でも、だれもが、それは破れておるといふことは承知しきつておるにもかかわらず、破れていない、破れていないと騒ぎ立てておるだけのことでありまして、千八百圓ベースの上に立つた予算というふうなものは、今日の情勢において、まったく意味がないと言わざるを得ないのであります。予算編成の基礎になつたところの千八百圓ベースが完全に崩れ去つておる。さらに予算等を実行するにあたりまして、加速度的にこれが破れていく。大内教授の言うがごとく、石橋財政と比べても、

はるかにインフレ的の懸念であると同時に、わが國に今日までに現われたところの最も性格峻峻のインフレ高進予算であるという結論に達せざるを得ないのであります。

しかしながら、われ／＼もまた、今日の日本の直面しているところの内外の微妙な關係、そういうたものに対する配慮におきましては、これは他党と同様、決してその点において欠けるところはないつもりであります。大蔵大臣の苦衷をも、一應は諒といたします。特にこの中には、終戦処理費も含まれております。それから今日の日本の政治及び経済の空白の實情を考へるとき、この予算に對しまして根本的の態度をとる、返上とかあるいは大修正とかいふ方向をとることは、相当考へるべきであると思ふ。最初にわれ／＼自由党から提出いたしましたように、最少限のもとに修正案を附し、その他の部分につきましては、諸般の事情を考慮いたしまして、やむを得ずこれを認める。これが本補正予算に對しまする日本自由党の意見であります。以上、表明いたします。(拍手)

○休憩と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) この際、暫時休憩いたします。

午後四時八分休憩

午後四時三十九分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引き続き

はるかにインフレ的の懸念であると同時に、わが國に今日までに現われたところの最も性格峻峻のインフレ高進予算であるという結論に達せざるを得ないのであります。

會議を開きます。長野重右エ門君。

○長野重右エ門君 私は、民主党を代表いたしまして、ただいま上程せられております昭和二十二年一般會計補正第七号、第八号並びに特別會計第三号に對しまして、先ほど委員長の御報告がありました通り、政府原案に賛意を表しまするとともに、修正案並びに少数意見に反對の意思を表するものであります。(拍手)

われ／＼は、追加予算が必至のものであるということになつてまいりまするとともに、わが國現下の財政金融の状況と國民經濟の實情がまことに樂觀を許さざるものがある現状に鑑みまして、國民經濟に及ぼしますその影響も眞に重大なるものと考へて、大なる関心をもちてこれが注視をいたしてまいつたのであります。一ころは、追加予算の総額が歳出において千億圓、これを補填いたしまするためには、五百億圓の赤字さえ生まなければならぬのではないかと言われておりましたものが、御承知のように歳出九百二十五億二千二百萬圓、歳入九百七十四億二千六百萬圓に結末がついたのであります。

現下の日本の状態を考へますとき、過般、大蔵大臣は財政演説において、貿易再開を見るわが國にとりましては、國際的な援助を期待するため、健全財政を確立して國際信用を回

復することを考えなければならぬとお述べになつたのであります。私も、まづたく同様でありまして、本追加予算案がたゞ国会に提出いたされまするや、委員会におきましては、いろいろと論議をいたされたのであります。一部の人は、この追加予算を評して、收支の均衡をとることに重点を置いて、ために生産面が圧迫せられて、生産的意義が少い、すなわち、日本経済の再建には何らの役に立たないと批評されておるのであります。はたして、そうでありましようか。

もちろんわれ／＼は、予算のバランスが形式上とれたからといって、いわゆる黒字の予算であるからといって、健全財政であるといふことはできません。しかし、なおインフレの前途に警戒を要すべき幾多の点のあることは認めます。さりながら、一般会計追加予算において四十九億円の歳入超過を計上して本予算案におきまする赤字を消して、鉄道、通信に七十五億円、あるいは預金部資金に十億円をまわしたといふことは、追加予算の編成の方法としては、私もいまだかつてそれを聞き及んでおらぬのであります。いわゆる前例のない努力が拂われておるのであります。このような措置によりまして、一般会計、特別会計を通じて、当初予算を含めて総合的健全財政を確保いたしましたことは、十幾年來のこととであります。

殊にこの予算の編成にあたりましては、幾多の前提条件があります。この追加予算の編成を必要としたことについて、大体三つの前提条件があると思う。一つには、インフレの進展による物價の騰貴、二つには、社会政策費の増大、三つには、賠償撤去の実現がこれによつて必要とせられたのであり、考えよりによつては、深くこれを検討いたしますと、すなわち吉田内閣がつくられた当初予算の評價替だといふことができるのであり、多分にその性格を含んでおる。(拍手)

自由党の諸君は、先ほど來修正意見を出しになつて、いろいろと論議をせられました。それを承つておきますと、まづたくおのれらの内閣によつてつくつたその当初予算を棚上げにして、いろいろ論議せられておりますることについては、断固反対せざるを得ないのであります。(拍手)私は財政当局の努力を、政党政派を離れて高く評價しなければならぬと考えるのであります。

なお、この機会に、三の点を申し上げまして、政府当局の注意を喚起いたしておきたいと思つておきます。その第一は歳入の面であります。が、國家財政を立てます上に、國民所得といふものをもつと深く考へていかなければならぬのではなからうか。すなわち、その第一といひましては、この予定せられたる歳入をはたして確

保することができらるであらうか。また本年の國民所得に対する負担は飽和点に達している、限度に達していると考えるのであります。これに対して何とか打開の根本的な方策を立てなければならぬのではなからうかと思つておきます。

当初予算を含めましたところの租税は千三百三十二億四千万円でありまして、總歳入の六三％に相なつております。本年度の國民所得は、八千五百億円であります。九千億円で、いろいろ唱えられますが、八千五百億円で仮定をいたしますときに、この割合は一五・七％にあたります。これに官業の収入あるいは本予算、追加予算を加へ、五百五十四億七千万円を加へますと、この割合は二二・一％となつて、このほかに地方税等を加味してまいりますと、國民所得に對しますところの割合は、二四・四ないし二五・五ということになつてまいるのであります。

もちろん、計算の方法にもよりまするが、私の計算によりますると、昭和九年、十年、十一年、この三箇年の國民一人あたりの平均負担は十一円二十八錢七厘と記憶いたしておきます。ところがこれに對して、本年はまさに二千二百九十九円三十九錢でありまして、これを他の比率を求めますと、賃金は御承知の通り二十七倍、物價は六十五倍、國民の負担は百九十五倍のアンパランスであります。

國民側々に対するところの課税について十分考へなければならぬことは、もちろんであります。やゝ所得をどうして抑えていくか、脱税を徹底的にどうして取締るかといふことは、税務当局の責任であります。所得の階級が混亂いたしているからといって、負担の重圧が農民や勤勞階級、中小企業にかかると、すなわち、正常なる所得者に負担の重圧がかかるということについて、政府は十分の考案をいたさなければならぬのであります。しかも間接税負担が、いわゆる徴税技術の面からこれに依存する傾向があり、大衆課税のこれらの問題につきましては、どこどこまでもやゝ所得を捕獲し、そうして渾身の勇を揮つて政府はこの國家財政のために、國民生活の安定のため

に努力を拂わなければなりません。また、これだけの税金がとれるかどうかといふことについては、委員長報告その他の同僚諸君のお話にもありましたが、現在百億円の潤つてゐる。それから僅かの間に千七十億円をとらねばならぬという状態で、はたしてこれがとれるかどうか。もし、とれないといふことになつてまいりますならば、すなわち、國家財政の歳入出のずれといふものは、またさる日銀に依存しなければならぬのであり、大藏証券の増発となつて、インフレーションを高揚いたしてまいりますことは言うまでもありません。四月から十月に至

りますところの日銀券の増加額、その八二％が政府取引であり、その重点が歳入出の時間的ずれであるといふことを考へましたときには、政府はこれらに對して多大の努力を拂わなければならぬと私も考へるのであります。

しかも、これを解決いたしていきまする上には、納税思想の徹底であるとか、あるいは現在の徴税組織を根本的に整備しなければなりません。過般來、財務官吏の待遇改善の問題がありました。われ／＼はいち早く、これを委員会において政府当局に速やかに改善することを要望し、政府また速やかに改善することを言明いたしておるのであります。これには何ら異議はありません。他の官僚と比較して、財務の官僚が非常に低いといふことも、私も認めたのであります。しかし、十一月十九日の讀賣新聞におきまする、佐原税務署の、謝礼を寄こせば手加減を加えるといふ記事は、大藏大臣はおそらくお読みになつたと思ひます。が、このことについては、すでに檢察廳が突動いたしたものであります。どれだけ國民に暗い影を投じたかといふこと、すなわち官紀の肅正を速やかにやらなければならぬといふことは、總理大臣もお氣づきになつたであらうと思ひます。

税を円滑に徴收いたします上に、どこ／＼までも國民的感情をよく

考えなければならぬのであります。國民が得心して國家の危機に赴くように、これを進めていかなければならぬ。戦時中國民が毛虫のようにきつたものに、勤勞動員署と警察署があります。今日におきましては、御承知のように警察署は、内務省の解体によつて画期的なる警察機構が生れんといはれておりますが、ひとり税務署のみ放擲せられておるのであります。この財務官吏の民主化というところを上げるには、今日よりよい時はないのであります。

要するに今度の予算が、先ほどいろいろお述べになつたように、形式的均衡はとれていても實際的には赤字だと言われるゆゑは、どこにあるかと申しますと、國力に比較してこれが過重なりや否や、國家財政の赤字が形式的なると否にかかわらず、企業や家政に轉嫁されることのないようにということに主眼がおかれてあると思うのであつて、深くわれ／＼としては、今後の國家財政の上に考えていかなければならない問題だと思ひます。

第二には歳出の問題であります。この歳出を移行に移す場合の政府の決意であります。私はただ簡単に、先ほど二、三の人がお述べになつたように、物價体系が崩れておる今日、このマル公價格でやれるか、こんなものはやれないじやないかと、頭ごなしにそれを非難しようとするものではあり

せん。もちろん、そうした注意を喚起することも必要ではあります。しかしながら、政府が深い決意をもつておりまするならば、私はやれることだと思ふ。やれるだけでなくして、また政府の決意いかんによつては、いわゆる新物價体系を維持し、流通秩序の確立はかり得られるものであると確信いたしておるのであります。何となれば、政府支拂は一切マル公でありまして、

これは、九月十二日の連合軍からの指令に基くことももちろんであります。政府の支拂は材料用品及び労銀すべて公定價格で支拂うという、この法律案が今國會に出されております。やがて、これは議決せられるのであります。こうして政府が公定價格一本で行くのだということになつてまいりますと、あるいは業者は、それならば買わないといふことになつてまいらば、一般行政がやれないという事態も起つてくるかもしれぬ。建設に、修理に、その他政府事業は一時中止しなければならぬといふことが起るかもしれせん。現に進駐軍の土木事業などで契約のできないう部面があらう。こちらに起つておるといふことも御承知であります。

この物價体系をい／＼と議論をする人がありますが、今申しましたような、こんな状況が起りまして、政府自身が非常なる決意をもつて——すなわち政府は、日本最大の物資と勞務の

支拂所であります。一般會計だけでも二千余億円であり、特別會計、地方公共團體あるいは公國の購入資金といふものをに入れてまいりますと、日本の總需要の半額は、おそらく政府でもつて支拂うのではなからうかと思ひます。そういたしますと、政府がこの大なる決心のもとに、大業者としてその法律に恥じざる確固たる態度でマル公嚴守をされまことは、特殊なる企業は別として、惡徳の民間事業はあるいは立ち行かなくなるようにもなり、今申しましたように、政府は一時この事業を執行することが困難になるかも存じません。

しかし政府は、新聞によりますと、これらの問題については、すでに連合軍の好意と援助を懇願せられたということでありまして、また總理の談話として、連合軍關係の需要は、政府は万難を排してでも調達しなければならぬといふ決意を披瀝いたされておるのであります。すなわち、政府の腰が砕けなかつたならば、公定價格を維持し、政府みずから買根絶の決意を示すこと、今日よりよき時期はなからう。諸般の情勢上、ブラック・マーケットの仕事もだん／＼狭められております。政府の強行こそ、インフレ克服の一つの條件であります。

また、い／＼な歳入における面も考慮を拂わなければならぬと信じております。地方分與税を減額いたされましたが、この問題につきましては、私

どもまことに遺憾であります。地方財政を一番困難ならしめ、財政金融の矛盾を激化したしめととも、地方財政の健全化を政府みずから破壊しておることになります。

また歳入の増加をはかります上においては、先ほど委員長報告にもありましたが、この價格差益金の問題であります。今回の計上は六十億円でありまして、これは御承知の通り所管が物價廳にあり、大藏省との連絡をやつておるのであります。その事務的経過を考へてみますと、なお検討を要するものがあつて、相當の増収をはかり得るものである、こう考へておるのであります。

第三には、健全財政堅持のために、すなわち生産増強、民生安定のために、企業の合理化と行政整理といふものを取上げていかなければならぬと思ひます。これについては、追加予算にその片鱗が現わされております。政府當局もしば／＼、非常なる決意でもつて進むといふことを表明いたされております。齋藤國務相は、この間參議院の労働省設置に関する委員会において、官吏は二分の一か三分の一に減らすことができる、それで仕事に何らの不自由は來さないのである、ただ、それをやつていくには強い力が必要であるといふことを言われておるのであります。日本經濟の再建、企業の合理化、赤字に悩むこの企業整備を余儀な

くされておりますときに、國家がひとり行政整理を避けることはできないのでありまして、民間の企業整備を促進する意味からいつても、政府またみずからこの範を示して行政整理をやらなければなりません。

國會は先ごろ、國家公務員法を議決いたしましたのであります。これによる新しい官廳機構の改革と、國家公務員に関する新官制制度とが併行して、民主國家にふさわしい行政組織を築き上げていかなければなりません。またさしあつて問題といたしまして、國家の赤字財政といふことも取上げていかなければなりません。われ／＼は、この問題を進歩いたします上において、ただ單純なる首切りをやれと言ふのではない。すなわち、その受入態勢を十二分に考慮して、時間的にも速やかに、この問題を政府みずから勇敢に進めていく必要を認めるのであります。

第四には、産業資金の問題であります。これはい／＼総合資金計画との面もありますが、復金に對してたつた四十億円を計上されておるのであります。もちろん、諸般の情勢上やむを得なかつたという点もありましよう。しかしながらこの復金の債券が現在市中に消化されておらないで、大部分が日銀のしよこみになつておることも御承知でありましよう。何とか発行の條件に適正なる改正を施しまして、これ

が消化が出来るように考える余地はないか。また復金支拂保証の拡大であります。この七月からこの制度は行われたのでありますが、この復金保証制度を拡大いたしまして、一般銀行が貸出をする場合、復金に依存しないように進めていくことも考えていかなければならないことだと思います。それとともに、政府が現にやらなければならぬのは……

○議長(松岡駒吉君) 申合せの時間がまいりました。

○長野重右(門外) 此の復金の融資に対する問題であります。これに對しても、政府は十二分に監督を勵行せられて、國民から非難を受けることのないようにいたされたいと考へるのであります。

修正意見等に対しても、いろいろ意見を開陳いたしたいと思ひますが、時間がまいりましたので、はなはだ残念であります、結論には入りません。

この追加予算を眺めるときに、残された問題として六・三制の問題あるいは災害対策の問題等があります。今日物價と賃金の悪循環をたち切るための唯一の途は、食糧の満配にあることには言うまでもないのであります。

耕地の復旧改良、すなわち水害、冷害、旱害に対して速やかなる処置をおとり願ひたいと思ひます。もちろん、政府はいろいろ追加予算に

も御計画に相なつておりますが、ここで相当額を勇敢に御計上願ひたいと考へます。私も、かくして追加予算を深く掘り下げてまいりますときに、すなわち日本経済のあり方を率直なる氣持で眺めるとき、生産は進まない。物價は上る。インフレは進行する。生活は安定しない。どうすればいいか。ただ國民的の協力あるのみであります。

千八百円ベースの問題もありません。もちろん、われ／＼もよくわかるのであります。しかしながら、この物價体系を崩して千八百円ベースが改訂せられますならば、その犠牲者の大なるものは誰か。勤勞階級が大なる犠牲者であるといふことを考へるときには、私は、これらの問題については、十分の注意と、そうして勤勞、いわゆる労働の生産性を高揚する、これを熱望いたしますとともに、それらの人々が安心して生活のできる態勢を整えていかねばならないと考へるのであります。(拍手)

今日の國家財政、世界經濟の情勢がどうなつておるかといふことに對しては、深く申し上げる必要はありません。御承知の、去る十七日開会されましたアメリカの特別議會におきまして、トルーマン大統領は、このインフレ対策のためには物價抑制が唯一の途であつて、世界のためにやらねばならぬと強調しております。英國もまた

往年の英國ではなく、一大危機に見舞われておるのであります。われ／＼は、こうしたときにおいてこそ、すべてが一致結束、もつてこの國家の危機を突破しなければならぬと考へておるのであります。(拍手)

先ほど述べられましたあの修正意見のごときは、全体を考へざるどころの——その眞意那邊にあるやを疑わざるを得ないのであります。(拍手)断乎排撃せざるを得ないのであります。私は以上申し上げまして、原案に賛成の態度を明確にいたし、修正案に對する反對の意思をまた明確にいたすものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 河口陽一君。

○河口陽一君(登壇) 本日上述の追加予算に對しては全面的な意見はありますが、そのうち特にわが日本農民黨といたしまして黙過でき得ざるものに、農業生産調整費の一億九千五百九十四万四千円があります。本歳出は、もちろん農業生産調整費に基くもので、過去における供出の不手際を是正するの考へにはかならないのであります。立法の精神は、あくまで農民を主体におかず、官僚勢力の温存にかならないのであります。かようなことで食糧の増産供出を確保されるという考へのもとに本予算の通過を望まるところに、私は根本的な間違ひがあると思ひのであります。(拍手)農民に對し新しき挑戦的

法であると言わざるを得ないのであります。(ノ／＼)

絶対量の不足せる日本の現下の食糧問題の解決は、消極的な供出制度の強化では不可能で、どうしても積極的な増産確保のための科学的技術の飛躍的向上強化によつて必然的に起きる増産意欲、供出意欲によらなければならぬと考へられるのであります。従つて、予算は消費面を極度に圧縮いたしまして、生産面に重点をおくことを私は主張いたすのであります。

この見地よりいたしまして、本予算に一億九千九百万円はさらに増額をいたし、それを悉く食糧増産のために、科学的技術指導費に轉用いたしまして、食糧の飛躍的増産をはかり、もつて混迷せる現下の食糧の不安を一掃するの施策を立てるに同意せられんことを望み、自由党修正案に賛成をいたして、終りいたします。

○議長(松岡駒吉君) 船田幸二君。

○船田幸二君(登壇) 船田幸二君。ただいま議題とせられております追加予算案に關しまして、私は、現在のような困難な事情が山積している状態のもとに、あくまでも健全財政の建前を堅持する予算案の作成に成功したといふことにつきては、政府のなみ／＼ならぬ苦心を多といたしまして、その功績を認めたいと思ひますのであります。國民協同党を

代表して賛意を表するとともに、修正意見及び少数意見に對しては反對の意を表わしたいと思ひます。(拍手)

言うまでもなく、このたびの追加予算案は、ほとんど当初予算に匹敵するほどの歴大な額を計上するものであるばかりでなく、その予定する支出の面におきましては、直接に生産増強に役立つよりも、むしろ單に消費的性質を有するものが巨額に上つてゐるのであります。その支出予算を実施するにあたりましては、特に嚴重な注意をもち、これを實施せぬ限りは、いよ／＼インフレーションを高進せしめる危険が十分にあると考へられます。また収入の面において、予定される各種の税収入の面において、予定される各種の税収入がはたして予定通りの成果を収め得るか否かは、はなはだしく疑わしいのであります。現に、すでに本年の初頭からの税収入の実績は、思ひからぬ状態にあるのであります。

かような状態において、必要やむを得ないという理由で支出が行われるにおきましては、特にインフレ激化の原因がつくられるものであります。予定収入額の確保、殊に税収入の確保のために特に政府の努力を必要とすることは、申し上げるまでもないことと存じます。また急を要する支出であるにもかかわらず、健全財政の方針の犠牲となりまして、予算面から削除され、

あるいは大幅に削減を受けた費目も少くないのであります。さらに、健全財政の建前が国家財政の面に限られまして、そのために地方財政あるいは金融面の負担が加重されるに至るというおそれのあることも、必ずしも否定できないと思うのであります。

しかしながら、こういうような点に關しましては、すでにこの追加予算案をめぐりまして繰返し論議が行われ、政府もまた十分にこの点について考慮すべきことを約していることでもありますので、われ／＼は今あらためてこれについて詳しく意見を述べることと避けまします。政府議員の給與の支拂いのため、あるいは急を要する土木費の支出のため、その他この予算案の成立が急を要する状態にあることを顧みまして、次の数点について特に政府の善処を要望し、本予算案に賛成したいと存する次第であります。

すなわち第一には、税収入の確保と税の負担の公平化という立場から、政府は脱税及び潜納を厳重に取締つて、不当な新所得の捕捉に努めるとともに、勤労大衆及び中小工業、中小商業並びに農村に対する負担を過重ならしめぬようにいたしまして、これによつて全國民の納得を求め、その協力を得ることについて、万全の方策を講ずることがこれでありまします。しかも、それとともに、速かに税務官吏の増員と待遇改善に努めまして、徴税費を適正化

し、他方においては、税務官吏の不正行爲については特に厳重な取締りを勵行し、官紀真正に努めるべきこと、これでありまします。そうしてさらに進んでは、税制の根本的改革に対する準備を整えるべきことを要請するものであります。

第二には、終戦処理費、賠償施設処理費の経理について十分に注意し、殊に公定價格による支拂いは厳守することでありまします。

第三は、速やかに行政機構の簡素化、行政整理を断行いたしまして、行政費の節約に努めることでありまします。しかし、それとともに失業対策に万全を期すべきことは申すまでもないことでありまします。しかも、いわゆる失業対策は單に失業者の救済にとどまるべきではなくして、積極的に失業者を生産面に就職せしめるものたることを要することは申し上げるまでもないことでありまします。政府がこれについて速やかに総合的な対策を確立し、実行に移すことを要請したいと思ふのであります。

第四は、六・三制の実施に要する経費中の不足額の支出について速やかに予算的措置を講ずることでありまして、これにつきましましては、あらためて申し上げるまでもないことと存じまします。同時にわれ／＼は、來年度以降において今回のような混乱を來さぬように十分注意して、新學制の完全な実施

に必要な経費の支出ができるように今から政府が万全の方策を講ずるよう要望してやまない次第であります。

第五は、災害復旧費の増額について速やかに予算的措置を講ずることでありまして、これについてもまた、今詳しく述べることは避けたいと存じまします。

第六は、速やかに根本的治山治水及び水利の対策を確立して、その実施に要する経費の支出に努めるとともに、土地改良費、開墾費の支出によつて、開拓事業の円滑なる進展と食糧増産に遺憾なきを期することがこれでありまします。

第七は、ひとしく食糧の確保増産のために速やかに農業技術の研究指導の体制を確立し、その実施に要する経費の支出に努めることでありまして、この同じ立場からわれ／＼は、殊にせつかく原案において盛られております農業生産調整費と関連する農業技術の向上のための一億九千五十萬圓を削減しようとする修正案には強く反対する次第であります。(拍手)

最後に、金融機関預金金の支出繰延べによつて農業者等の解散の円滑な実施に支障を來すことのないように十分に注意すべきであると主張するものであります。

國民協同黨は、これらの希望條件を付しまして本追加予算案に賛成するものであります。が、將來の問題といたし

まして、われ／＼は、予算案の編成にあつては十分に國會の意思が尊重せられ、予算案の検討のために十分な時間的余裕のおかれ得るようにするために、政府が万全の策を講ずべきことを特に強く要請するものであります。(拍手)

○議長(松岡朝吉君) 大神善吉君。

○大神善吉君登壇。

○大神善吉君 本年度の追加予算編成につきましまして、今日の日本の経済状態はいかに逼迫しておるか、また社会情勢がいかに紊乱しておるかということをお考えまして、追加予算のすべてに對しまして大なる意見をもつておられるのであります。この予算を編成することとは、今の場合まつたくやむを得ないものと私は考えまして、賛意を表するものであります。(拍手)

しかしながら、この膨大な追加予算のうち、不肖私が最も頭を悩ましていた一点は、大衆課税であります。間接大衆課税であるタバコの値上げ、これに對しましては眞向から反對せざるを得ないのであります。千八百圓ペー

ほとんどを食い潰してしまふのではなからうかと思ふのであります。

しかば、國民はタバコを吸わなければいいではないかということになります。が、タバコを吸わなかつたならば、政府の予算が成り立たない。(笑)

それでは、國民に對し手を切り、足を切つて、なおかつまだお前たちは生きておるかというふうな結果になるのではなからうかと思ふのであります。少くとも官業事業におきましては、國民に最も安價に、最も國民に安易に與えるものをもつて官業事業としなければならぬのであります。しかるに、むしろ官業事業によつてまつた物價を引上げつゝある現状は、まつたく私は反對せざるを得ない。

また現在の内閣におきまして、片山首相はインフレ防止を叫んでおられましたが、むしろ、インフレを高揚しておられるのであります。片山首相は、國民に對して耐乏を要求し、かつまた道徳の高揚を叫ばれたのであります。私は非常に賛意を表しておつたのであります。が、一向これを実行に移すことが現在できないのである。言行不一致をもつて道徳の高揚を叫ぶことができないであらうまいか。私は少くとも片山首相に對しましては、最も敬意を表しておる一人であります。しかしながら、言行不一致は道徳の高揚を破壊する大罪であると思ふのであります。

また片山首相は、新門階級より徴税

をする、重税をとるということを仰せになりました。そのときに社会党の諸公は拍手をもつて迎えられたことは、目新しいことであろうと思う。しかるに、新田階級というものをいかなる点にもつていつておられるか、御存じあるのかないのか、おそらくなからうと思う。御存じあるならば、新田階級から金をとる方法はいくらでもあると思うのであります。

いわゆる新田階級より徴税するといふことは——現在の日本の國情におきまして、新田階級はやみ屋よりないのであります。やみ屋よりないと私は断言してもいい。なぜならば、現在営業しておる者は、税務署が調査に調査をして、きつちりしておると思う。本年度は五千人の増加をして調査をしておるくらいでありますから、当然であるのであります。が、やみ屋の懷ろにはいつておる金の調査ができておるのであります。やみ屋においてはいかにして新田階級といふことと叫ぶことが出来るであろうと思ふのであります。このやみ屋からいかにして取立てるかという問題であります。このやみ屋が現在ほとんど納税をしていないことは、私が言うまでもないことであります。

このやみ屋の集まるところは、やはり汚い所に寄るのであります。この汚い所に寄る者は何であるかと申しますと——あの料理飲食店が裏口営業をし

ておるということを、關係のある人からも話があつたようであります。これを考えましたときに、裏口営業をさせるくらいならば、表口営業を堂々とやらして、納税せしめるのが当然であらうと思ふのであります。(一)それが自由党だよと呼ぶ者あり(裏口営業をさせておいて、それが自由党とか何党とかという考えは、予算を編成する上において頭のなまがはつきりとわかるのである。少くとも國民に耐乏を叫び、道徳の高揚を強調するならば、國民のすべてに毅然として納税をせしむるようになければならぬと私は思うのであります。

現在、商工省において電氣を消しておる。電氣を消しておる所と消さない所とあるが、この電氣を消しておる方は料金を値下げすることゝならず、電氣がついておる所と、ついていない所の不均衡は、そのままにしておる。これがほんとうのくらのやみの生活であらうと思ふ。(笑聲)くらのやみの生活をさせるよりも、明るい政治を行つて、國民を毅然とならしめなければならぬと私は思うのであります。

しかるに、現在は國民のすべてが、今日はどうなるか、明日はどうであらうかという不安を呈しておるのは、不肖私が言うまでもなく、議員諸公がみんな責任をもつ今日の議會の進行振りを見たならば、はつきりわかるであらうと思ふのである。少くとも國民に現在滞納のあるといふことを、あなた方

は御承知であるか。滞納しておるといふのは、國民のすべてが喜んで納税をしないといふことである。少くとも現在の日本の再建をせんとするならば、政府と國民が一致して、どんな耐乏をしても喜んで納税をして、國家の再建に向つて立直らなければならぬと私は思ふのであります。しかるに、政府の現在のやり方では、國民が政府そのものに對して信用をおとしておるのであらうと私は思ふのであります。でありますから、どこまでも國民の代表たる資格を忘れないで、議事の進行をしていただきたいと思ふのであります。

また六・三制におきまして、七億円の予算はただちに実行せられるかもわかりませんが、あとの七億圓につきまして、片山首相の文化國家という見地からいきまして、あとの七億圓を同時に実行してまうことを切望いたしたいのであります。

大体におきまして、東洋議員より五項目に對しましての條件を附し、これに賛意を表しておられますので、不肖大神も、インフレの高揚性、大衆課税性、公定價格の嚴守、六・三制、水害、旱害等の約束を果してもらうこと、現在の予算の編成が科學性を欠いておるといふ点におきまして、この点を特に御注意願つて、私は賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

まず、昭和二十二年一般會計予算補正(第七号)に對する西村久之君提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立少數。よつて西村久之君提出の修正案は否決せられました。

次に、昭和二十二年一般會計予算補正(第七号)に關して採決をいたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、昭和二十二年一般會計予算補正(第八号)及び昭和二十二年特別會計予算補正(第三号)の兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長報告はいずれも可決であります。兩案を委員長報告の通りに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四 經濟力集中排除法案(内閣提出)
第五 持株会社整理委員會令の一部

を改正する法律案(内閣提出)
第六 政府職員に對する臨時手当の支給に關する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第四、經濟力集中排除法案、日程第五、持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案、日程第六、政府職員に對する臨時手当の支給に關する法律案、右三案は同一の委員會に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長北村德太郎君。

經濟力集中排除法案
第一條 この法律は、平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに經濟力の集中を排除し、國民經濟を合理的に再編成することによつて、民主的で健全な國民經濟再建の基礎を作ることとを目的とする。

第二條 この法律で企業とは、企業連合、企業結合、企業合同、会社、組合、個人企業その他形態の何であるかを問はず、事業上、金融上その他經濟上の一切の方法又は事業体を含むものとする。

この法律で独立企業とは、各個の法律上の人格を有する企業をいふ。

この法律で関係とは、協定、了解、共同行為その他名義の何であるかを問はず、一切の関係をいう。

この法律で事業分野とは、事業上、金融上その他経済上の一切の活動の分野を含むものとする。

この法律で独占的性質の企業とは、独立企業の合併の結果、又は昭和十二年七月一日から昭和二十二年九月一日までの間に当該事業分野において従前に比し過当な事業の拡張をした結果、当該事業分野において影響力を持つてゐる、又は持つ虞のある企業を含むものとする。この場合において、影響力とは、企業による支配力であつて、当該事業分野における価格の決定又は資金、商品若しくは役務の移動を左右するに足る程度のものである。

この法律で関連性のない事業分野とは、生産過程において相互に依存する生産分野、一の最終生産品の生産において生産の段階となつてゐる生産分野又はその他相互の間に生産、販賣若しくは経営の合理化に役立つ関係のある事業分野のいずれにも該当しない事業分野をいう。

この法律で競争又は競争者とは、現実に存する競争又は競争者及び潜在的な競争又は競争者をいう。

この法律で生産能力とは、生産施設を通常の状態において最高度に使用した場合の生産の能力をいう。

この法律で家族とは、本人並びにその配偶者及び三親等内の親族をいう。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

第三條 持株会社整理委員会は、左に掲げる経済力の集中で、この法律施行の日において現に存してゐる、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の目前において存したものを指定し、公共の利益のためにこれを排除しなければならぬ。

一 独占的性質の企業

二 関連性のない二以上の事業分野において活動してゐる企業

三 役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。）の兼任、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）若しくは経営上の特権を伴う債権の所有、議決権の行使の受任又はこれらに類する効果を有する取極めその他の方法により、他の企業に対し同一又は協同の行為を行わせるような事業上、金融上その他経済上の支配的な関係を有してゐる、又は有してゐた企業

四 企業連合、企業結合、企業合同その他企業主が協同して行爲で、競争を制限し、競争を排除し、競争者を結合させ、一の商品若しくは事業分野について地方的、全國的若しくは國際的取引その他の経済活動における独占的支配を助長し、又は國內若しくは國際市場への進出を制限する目的又は効果を有してゐる、又は有したものである。

五 個人又は家族における富の集中で、独占的性質の企業の支配に用いられてゐる、又は用いられたもの

第四條 前條の規定による指定は、昭和二十三年九月三十日まで、これをしなければならぬ。

第五條 持株会社整理委員会は、第三條の規定による指定をしたときは、その旨を文書で利害關係人に通知しなければならない。同條の規定による指定を取り消したときも、同様である。

第六條 持株会社整理委員会は、左に掲げる事項その他必要な事項を

考慮して、経済力の集中に該當するかどうかを決定する具体的基準を定めて、これを公示しなければならない。

一 当該企業の内地における生産額又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産額又は取引額に対する割合

二 当該企業の内地における生産能力と昭和二十二年六月三十日以前における内地における最高生産能力との比較

三 当該企業の内地における生産能力又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産能力又は取引額に対する割合と昭和二十二年六月三十日以前におけるその最高の割合との比較

四 第三條第三号に規定する方法による他の企業に対する当該企業の支配的な関係の内容

五 当該企業の工場事業場の数及びその位置その他の立地條件

六 工場事業場の生産過程における相互的関連性の有無及びその程度並びに工場事業場の原料の使用又は生産品の生産若しくは販賣における相互的関連性の有無及びその程度

七 当該企業の原料に対する支配の内容

八 独立企業の合併その他の方法による事業の拡張の事情

九 当該企業全体の生産能力と当該企業の各部門又はその結合体の生産能力との比較

十 一手買取又は一手販賣その他これらに類する独占的性質又は制限的性質の取極めその他の関係の有無、物品の購入若しくは販賣についての特権、生産若しくは販賣の制限、價格の固定、事業地域若しくは販賣地域の制限又は特許権若しくは技術の排他的交換の内容とする取極めその他の関係の有無及びこれらの取極めその他の関係への参加の有無

十一 個人又は家族の成員が企業に対して行つた實質的支配の内容

前項第九号の生産能力を判定するに當つては、生産高又は單價がその企業の構造の変更により影響されるかどうかについても考慮しなければならない。

第七條 持株会社整理委員会は、第三條の規定により指定された経済力の集中の排除について、この法律の目的を達成するのに必要な措置をとらなければならない。

持株会社整理委員会は、前項の措置に関し必要な範圍内において左に掲げる権能を有する。

一 第三條の規定により指定された経済力の集中を排除するための原則、計画及び手続を定めること。

二 諸般の情報を集め、整理し、及び調査し、情報の整理及び提出を求め、記録の保存を命じ、報告及び意見の提出を求め、並びに帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、及び提出物件を留めて置くこと。

三 関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、及び鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

四 工場事業場その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

五 財産の譲渡若しくは引渡を命じ、又は株式その他の有価証券につき議決権の行使の委任を求めること及び当該財産が個人又は家族の成員の所有に属する場合においては、その譲渡の対価として受領した金銭で有価証券を取得すべきことを命じ、又はその譲渡の対価として有価証券を交付し、且つ、これらの有価証券の任意の譲渡を制限すること。

六 法人その他の団体の解散を命じ、企業連合、企業結合、企業合同、一手買取、一手販賣その他の独占的性質又は制限的性質の取極めの解消を命じその他經濟

力の集中を存続させる行為を禁止すること。

七 企業の再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された經濟力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画書の提出を求め、これを承認し、及び企業再編成計画書の提出のない場合又はその内容が不適当である場合において、企業の再編成計画書を作成すること。

八 企業再編成計画の実施につき一切の裁判上又は裁判外の権限を有する管理人を指名し、及び企業再編成計画の実施、財産処分、法人その他の団体の解散又は清算その他經濟力の集中を排除するのに必要な措置の実施を監督すること。

九 持株会社社整理委員会の承認を受けないで財産の移轉その他の行為をすることを禁止すること。

十 その他第三條の規定により指定された經濟力の集中を排除するのに必要と認められ、且つ、この法律の規定に適合する行為をすること。

十一 前各号に掲げる事項を実施するために、必要な指令をし、又は必要な規則を定めてこれを公示すること。

前項第六号の規定により持株会社社整理委員会が法人その他の団体に對しその解散を命じた場合

は、他の法令の規定又は契約その他の定めにかかわらず、当該法人その他の団体は、その命令により解散する。

第二項第四号の規定により臨検検査をする者は、一定の証票を携帯しなければならない。

第八條 持株会社社整理委員会は、企業再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された經濟力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画を承認し、若しくは作成しようとするとき、前項第二項第五号若しくは第六号の規定による処分をしようとするとき、又はその他の処分をする場合において必要と認めるときは、その承認その他の処分の指令案を文書が利害関係人及び公正取引委員会に通知しなければならない。

前項の規定による指令案の文書（提出された計画書の承認に係るものを除く。）には、処分の基礎となつた事実の認定を附記しなければならない。

第五條第二項の規定は、第一項の規定による指令案の通過に、これを準用する。

第九條 持株会社社整理委員会は、指令案を通過した日から十五日を経過した後に利害関係人に對し聴聞会を開かなければならない。

前項の聴聞会においては、利害関係人は、指令案について異議の申立又は意見の具申をすることができる。

持株会社社整理委員会は、第一項の聴聞会の手続について、規則

を定めて、これを公示することができる。

第十條 公正取引委員会は、指令案が昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下私的独占禁止法という。）の規定に反すると認めるときは、その旨を持株会社社整理委員会に對し指示しなければならない。

第十一條 持株会社社整理委員会は、第九條第二項の規定による異議の申立若しくは意見の具申又は前條の規定による指示に基き、指令案につき必要な変更を加えることができる。

持株会社社整理委員会は、指令の内容を決定したときは、その決定指令を文書で利害関係人に通知しなければならない。

第五條第二項の規定は、前項の規定による決定指令の通過に、これを準用する。

第十二條 持株会社社整理委員会は、企業再編成計画が債権者、社債権者及び株主（社員を含む。以下同じ。）を公正且つ公平に取り扱っていない場合又は、これを承認してはならない。

企業再編成計画においては、債権者、社債権者及び株主の承認を得ないで、これらの者の権利の変更の定をすることができない。但し、これらの者は、聴聞会において、異議の申立をすることができ

る。

第十三條 事実の認定が実質的な証拠を基礎としていない場合又は持株会社社整理委員会が実質的な証拠を採用しなかつた場合においては、利害関係人は、決定指令が通過され、又は公告された日から六日以内に、内閣総理大臣の不服の申立をすることができ。但し、その証拠の欠如が聴聞会において特に指摘されなかつた場合又はその実質的な証拠が故意に持株会社社整理委員会に提出されなかつた場合には、この限りでない。

第十四條 前項の規定による不服申立があつた日から十五日以内に、内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的な性質のものであるために、指令が独断的になつてゐるかどうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的な性質のものであるために指令が独断的になつてゐると認める場合においては、必要の程度において第八條乃至第十一條に規定する手続に準じ、適当に変更を加へさせるため、その事件を持株会社社整理委員会に差し戻さなければならない。

第十五條 第十三條の規定による不服申立の期間内及び同條の規定による不服申立があつた場合にはその事件が確定するまでの間は、当該決定指令の執行は、停止される。

第十六條 經濟力の集中は、他の法令の規定に基く場合又は自発的に生じた場合であるかどうかを問わず、これを排除するところにより

第十七條 國、地方公共團體、公團（特別調整法を含む）及び労働組合については、第三條の規定による指定を行わない。

この法律の施行は、配給統制に関する法令の適用を妨げるものではない。

第一項の規定の適用に関する事項は、命令でこれを定める。

第十八條 第三條の規定により指定された経済力の集中については、その組織が消滅し、解体若しくは清算を終了し、解体中若しくは清算中にあり、又は変更を加えられた場合においても、持株会社整理委員会が、そのいかなる形態による継続もこれを禁止するために必要な措置をとることを妨げない。

第十九條 持株会社整理委員会の決定指令の執行に関する事項は、公正取引委員会が、これを掌る。

持株会社整理委員会の決定指令については、公正取引委員会に対しその変更の申立をすることができ、

前項の規定による申立に基づく持株会社整理委員会の決定指令の変更は、第二十六條の規定により持株会社整理委員会の権限を公正取引委員会に移す日前においては、持株会社整理委員会の同意がなければ、これをしてはならない。

第二十條 持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権の一部を公正取引委員会に委任することができる。

持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権を行使するの

に必要な範囲内において、これに関する事務を行政官廳その他の機関に委嘱することができる。

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項第五号の規定による命令に違反し、同号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による制限に違反した者

二 第七條第二項第六号の規定による解消命令又は禁止に違反した者

三 第七條第二項第九号の規定による禁止に違反した者

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ、

第二十二條 第七條第二項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十一條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

第二十四條 第七條第二項第七号の規定による計画書の提出の請求に従わなかつた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

一 第七條第二項第二号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による命令に違反して情報を整理せず、情報、報告、意見若しくは帳簿書類その他の物件を提出せず、記録を保存せず、又は虚偽の情報、報告若しくは意見を提出した者

二 第七條第二項第三号の規定による出頭命令に違反し、同号の規定による審尋に對し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同号の規定による鑑定命令に對し鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者

第二十六條 この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員会に移すものとす。

第二十七條 私的独占禁止法の規定及びその規定に基づく公正取引委員会の権限は、この法律の規定及び持株会社整理委員会の権限によつて変更されることはない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

経済力集中排除法案内閣提出に關する報告書
〔都合により最終号の末尾に掲載〕

持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案
持株会社整理委員会令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「分散スルコト」の下に「並ニ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲メ經濟力集中排除法ノ定ムル所ニ依リ經濟力ノ集中ヲ排除スルコト」を加え、同條に次の一項を加える。

整理委員會ハ公ノ機關トシ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス

第三條第五号中、常務委員及監査委員ヲ及常務委員ニ改める。

第五條第三項中、常務委員又ハ監査委員又ハハ常務委員ニ改め、同條第四項及び第五項を削る。

第六條第一項及び第二項中、常務委員及監査委員ヲ及常務委員ニ改め、同條第三項中、監査委員ノ任期ハ二年ヲ削る。

同條第四項及び第七項を削る。

第九條第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 經濟力集中排除法第三條ノ規定ニ依リ經濟力ノ集中ヲ指定スルコト

九 經濟力集中排除法第七條ノ規定ニ依リ經濟力ノ集中ヲ排除スル爲メ必要ナル措置ヲ採ルコト

第九條第二項中「第八號」を「第十號」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ會議ノ議決ハ秘密會ニ於テ之ヲ爲ス

第十條ノ二を削る。

第二十一條 整理委員會ハ持株會社、指定者及經濟力集中排除法第

七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ニ財産ヲ讓渡シタル者ヨリ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ手数料ハ讓受財産及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ノ讓受ケタル財産ヨリ生ジタル收益並ニ當該財産ノ處分代金ヨリ控除シテ之ヲ徴收ス

整理委員會ハ持株會社及指定者以外ノ者ガ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル議決權ノ行使ヲ委任シタル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

整理委員會ハ第一項及前項ニ規定スル手数料ノ徴收ニ關スル規則ヲ定メ之ヲ公示ス

第二十二條 第九條第一項ニ掲グル業務ヲ行フ爲メ必要ナル整理委員會ノ經費ハ前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ整理委員會ノ徴收スル手数料及附屬雜收入並ニ毎會計年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ整理委員會ニ交付セラルル金額ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二十三條 整理委員會ノ會計ハ之ヲ會計検査院ノ検査ニ付ス

整理委員會ハ其ノ事業年度ヲ前期及後期ニ區分シ各期毎ニ整理委員會經費收支計算書並ニ讓受財産及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ其ノ讓受ケタル財産ニ關スル財産目録及收支計算書ヲ作成シテ各期經過後三ヶ月以内ニ之ヲ内閣總理大臣及會計検査院ニ提出ス

會計検査院ハ検査ノ結果ニ關スル意見ヲ内閣總理大臣及委員長ニ通

達ス

會計検査院ハ検査ノ結果ニ關スル意見ヲ内閣總理大臣及委員長ニ通

達ス

會計検査院ハ検査ノ結果ニ關スル意見ヲ内閣總理大臣及委員長ニ通

達ス

會計検査院ハ検査ノ結果ニ關スル意見ヲ内閣總理大臣及委員長ニ通

知スルコトヲ要ス

第二項ノ書類提出後六ヶ月以内ニ會計検査院ガ前項ノ規定ニ依リ當該各期ニ於ケル會計經理ニ付異議ヲ述ベザリシトキハ會計經理ヲ所掌トスル委員長及常務委員ノ整理委員會ニ對スル責任ハ免除セラレタモノト看做ス但シ委員長又ハ常務委員ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

委員長ハ利害關係人ノ閲覧ニ供スル爲メ第三項ノ規定ニ依ル會計検査院ノ意見ヲ記載シタル書類ノ寫ヲ整理委員會ノ主たる事務所ニ備置クコトヲ要ス

内閣總理大臣ハ第二項ノ書類ヲ整理委員會ノ一事業年度毎ニ取總メ之ニ第三項ノ規定ニ依ル會計検査院ノ意見ヲ附シ當該事業年度經過後開會ノ國會ノ常會ニ提出スベシ

第二十四條 内閣總理大臣ハ何時ニテモ整理委員會ヲシテ業務ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十五條中「常務委員又ハ監査委員」を「又ハ常務委員」に改め、「監査委員會」ノ承認ヲ經テ「監査委員」を「又ハ常務委員」に改め、「命令」ヲ以テ定ムル持株會社に改め、同條第四項中「前項」を「前項ニ規定スル持株會社ガ同項」に改める。

第三十條 削除

第三十五條第一項中「第二十一條」を「第二十三條第二項」に、「第二十三條第二項」を「第二十四條」に改め、「検査人ガ同條第一項ノ規定ニ違反シ検査報告書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル検査報告書ヲ提出シタルトキ其ノ者ノ罰亦同ジ」を削る。

同條第二項を削る。

第三十六條中「前四條」を「前五條」に改める。

第三十六條ノ二 委員、委員長、常務委員若ハ整理委員會ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル法人、團體又ハ人ノ秘密ヲ洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條中「第二十四條ノ規定ニ依ル書類」を「第二十三條第五項ノ書類」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現在に在任する持株會社整理委員會ノ委員又ハ常務委員で、その任期ガ昭和二十三年十二月三十一日以前に満了するものについては、持株會社整理委員會令第五條第三項及第六條第三項ノ規定にかかわらず、同日までその任期を延長する。

持株會社整理委員會は、昭和二十二年四月一日から同年九月三十日までノ間における持株會社整理委員會經費收支計算書並びに讓受財産に關する財産目録及び收支計算書を作成して、この法律施行の日から三箇月以内に、これを内閣總理大臣に提出しなければならぬ。

持株會社整理委員會は、前項ノ書類並びに從前ノ持株會社整理委員會令第二十一條ノ規定による昭和二十一年事業年度ノ持株會社整理委員會經費收支計算書並びに讓受財産に關する財産目録及び收支計算書、前

項ノ期限内に、會計検査院に提出して、その検査を受けなければならぬ。

改正後ノ持株會社整理委員會令第二十三條第三項、第五項及び第六項並びに第三十七條ノ規定は、前項の場合に、これを準用する。

持株會社整理委員會が第三項又は第四項ノ規定に違反して当該書類を提出せず、又は虚偽ノ記載をなした書類を提出したときは、行爲者たる持株會社整理委員會ノ委員長又ハ常務委員を一年以下の懲役又は一萬元以下の罰金に處する。

前項ノ罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

從前ノ持株會社整理委員會令第三十條ノ規定は、同條ノ規定に基き既に発せられてゐる命令に對する關係においては、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

從前ノ持株會社整理委員會令第三十五條ノ規定は、この法律施行前同條に規定する罪を犯した者の処罰については、なおその効力を有する。

昭和二十一年勅令第五百六十七號（會社の証券保有制限等）に關する勅令の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「當つては、」の下に「命令で定める會社の發行に係る株式については、」を加える。

に關する法律案

政府は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に對し、その者の受ける給與の月額ノ八分の一に相當する金額を、昭和二十二年十月以降當分の間、毎月、臨時手当として、支給する。

前項ノ規定による臨時手当の支給の基礎となる給與及び同項ノ臨時手当の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則
この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを適用する。

昭和二十二年法律第百十九號（政府職員に對する一時手当の支給に關する法律）は、昭和二十二年十一月三十日限り、これを廢止する。

政府職員に對する臨時手当の支給に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により最終号の末尾に掲載〕

〔北村徳太郎君登壇〕

〇北村徳太郎君 たいだいま議題となりました經濟力集中排除法案について、財政及び金融委員會における審議の経過並びに結果の概略を御報告申し上げます。

的ないし封建主義的經濟の殘滓ともいふべきいわゆる經濟力の集中をできるだけ速やかに排除するのでなければ、私的独占禁止法等による恒久的の措置についても、とうてい所期の効果を期待し得ないと思ふのであります。從つて、經濟力の集中排除は經濟の民主化の基礎をつくるのがその目的でありますから、いたすらにわが國の産業經濟をこまかに解体、分割するものゝなきとして、それはまた將來の民主的秩序に相應する經濟の合理的な再編成を行うといふ積極的作用をもつものでなければなりません。もとより經濟力の集中排除は、わが國產經濟に相當の変動を與え、また國民の權利に重大な影響を及ぼすものであり、またさらに政府機關に相當大幅の委任をしようとするものでありますから、そのやり方いかんによりましては、經濟界はあるいは不安動搖に陥り、企業の萎靡、生産の沈滞、金融の硬直等のおそれがないとは言えないのであります。從つて、その運用はきわめて慎重でなくてはなりません。

この法律は、本文二十七條と附則一項から成つております。以下、その内容の一斑を申し上げます。第一條はこの法律の目的を規定し、第二條はこの法律における用語を定義いたしております。また指定の對象となる經濟力の集中は、第三條の各号にありますが、第一、独占的性質の企業、関連性のない事業を兼營する企業、役員の兼任、株式の保有等の方法で、他の企業を支配する企業、カルテル、シンジケート、トラスト等の制限的もしくは独占的な協定、契約等、さらに個人または家族の

富の集中で独占的企業を支配するもの
のいすれかに該当するものであつて、
かつこの法律施行の日において現に存
するもの及び昭和二十年八月一日から
この法律の施行の日前において存した
ものが対象となるのであります。

この指定を行うのは持株会社整理
委員会でありまして、第六條各号に掲
ぐる事項その他必要な事項を考慮し、
指定の具体的基準を定めてこれを公示
し、昭和二十三年九月三十日までの間
に指定を行うのであります。経済界
に與える不安等を考慮し、なるべく短
期間に終るようになしたいのであり
ます。指定は、文書で利害関係人に
通知して行うことになつておりまし
て、利害関係人には、当該会社その他の
団体または個人、株主、債権者、社債
権者のほかに、当該会社の従業員も含
んでおります。利害関係人が多数で、
個々の通知が事実上困難な事情もあり
ますので、通知は公告して行うことも
できることとなつております。指定に
つきましては、ある特定事業について
指定を行わないといふ意味の、適用除
外の規定は別にありませんが、國、地
方公共団体、公園、労働組合について
は指定を行わないことになつておりま
す。またこの法律は、配給統制に関す
る法令の適用を妨げるものでないこと
が規定の上に明らかにされております。
指定された経済力の集中を公共の
利益のために排除することが必要と認
められるときは、持株会社整理委員会
は当該会社その他の団体または個人に
對して、その排除の措置をとらなければ
なりません。しかし、指定されたもの
について必ずしも全部が全部排除の措

置がとられるとは限らないのでありま
して、指定されたものについて検討の
結果、排除の措置をとる必要のないこ
とが明らかになれば、指定の取消が行
われることになつております。

次に第七條第二項は、持株会社整理
委員会の権能の態様について並列的に
掲げておりますが、排除の典型的な進
行はおおむね次の通りになるのであり
ます。まず持株会社整理委員会は、会
社その他の団体または個人に對して經
済力の集中の指定をいたしまして、そ
れが公共の利益のために排除されねば
ならないときは、これに對して排除の
計画、すなわち企業再編成計画あるい
は財産処分計画の提示を求めます。提
示を求めて計画の提出がなかつたと
き、または計画が著しく不適当であつ
た場合には、持株会社整理委員会はみ
ずからこれらの計画を作成することが
できます。排除の計画を作成した後は
作成しようとするときは、その指令案
を文書で利害関係人に通過します。こ
の通過は、公告してこれを行うことが
できるのであります。指令案を通過し
た日から十五日を経過したのちに、持
株会社整理委員会は利害関係人に對し
聴聞会を開き、指令案に對する異議の
申立や意見の具申を聴き、これに必要
な変更を加えて決定することができ
るのであります。指令を決定したとき
は、決定指令を利害関係人に文書で
通過し、または通達にかわつて公告
しなくてはなりません。持株会社整理
委員会の指令の決定に際して、事実の
認定が実質的な証拠を基礎としてい
ない場合または実質的な証拠を採用して
いない場合は、利害関係人は決定指令

が通達または公告されてから六日以内
に、内閣総理大臣に對して不服の申立
ができることになつております。内閣
総理大臣は、利害関係人の不服が至当
であると認めるときは、事件を持株會
社整理委員会に差し戻すのでありま
す。また、右の不服申立の期間及び不
服申立のあつた場合は、その事件が確
定するまでの間は当該決定指令の執行
は停止されます。

次にこの法律は、公正取引委員会に
ついて数個の規定を設けております。
この法律が独占禁止法とその目的、作
用を異にしていることは、今までの説
明で明らかにしていると思うのであり
ますが、第十六條の規定中の「他の法
令」の中には、當然に独占禁止法を含
んでおり、また第二十七條には、独占
禁止法の規定はこの法律の規定によつて
変更されることがない旨の規定があり
ます。この二つの法律は、それ／＼の目的
に従つて独自に運用されるのでありま
す。しかしながら、この法律は独占禁止法
とその目的、效力において密接でありま
して、その発動の対象において實際上
競合する場合があります。そこで、持株
会社整理委員会が再編成計画の承認そ
の他の処分の指令案を承認しようとし
るときは、その指令案を公正取引委員
会に對して通過し、公正取引委員会
は、その指令案について独占禁止法の
規定と違反する場合は、その旨を持株
会社整理委員会に指示し、その指示に
基いて、持株会社整理委員会はこれを
変更することができ、また公正取引委
員会は決定指令の執行を率り、決定指
令の変更の申立を受け、持株会社整理
委員会は職務の一部を公正取引委員会

に委任することができるのでありま
す。持株会社整理委員会は臨時機関
でありますから、一定期間のうちに、こ
の法律の職務を公正取引委員会に移す
こと等の規定を設け、独占禁止法とこ
の法律の調整ないし関係を明らかにす
るようになつております。

最後に、第二十一條ないし二十五條
は罰則の規定となつております。
次に、この法律と企業再建整備法と
の關係であります。この法律の第十
二條に、企業再編成計画による債権
者、株主等の権利の変更に関する規定
があります。しかし、この法律による
企業再編成計画は、企業を実体的な見
地から再編成していくのが目的であ
り、またその内容であります。従つ
て、この再編成計画による債権者、株
主等の権利の措置等企業再建整備法の
規定は、すべて企業再建整備法または金
融機関再建整備法等に委ねるのを適當
とし、このため必要とする法律案は、
目下審議中であり、以上が本案の
要旨であります。

事務取締役後山本爲三君、化学労働組合
全國協議會幹事久保田誠君、三菱化成
の常務取締役松山時一郎君、經濟團體
連合會長の石川一郎君の諸君よりそれ
ぞ意見の開陳があり、これに對し、委
員諸君より／＼質疑がありました。

次に二十二日には、三共製藥會社の社
長塩田三君、帝國銀行頭取の佐藤喜
一郎君、日本製鐵の社長三鬼隆君の諸
君に、また二十八日には、持株会社整
理委員会より笹山委員長の出席を求
め、同じく對談会を行いました。大体
この三回の對談会で、參考に聴くべき意
見の範圍はほとんど盡すことができた
かと存じますので、十月二十九日より
三回にわたつて、政府委員に對して質疑
にはいりました。以下、その主なるも
のについて、きわめて簡単に御報告申
し上げます。

まず委員より、ボツダム宣言受諾以
降、財閥の解体は政令をもつて行われ
たが、独占禁止法以下少くとも許され
た範圍内において、今後この法律を運
用するものは日本政府でなければなら
ないが、これらを運用する場合におい
て、なおかつ財閥解体と同じような圧
力をもつて、この法律の上をいくよ
うな指令を発するものかどうか、また
先般來、独占法、企業再建整備法、集
中排除法と、相次いで一連の法律が出
たが、これらをもつて仕上げができる
と思うか、それともまだ／＼出さねば
解決できないかどうかという二点につ
いて質疑がなされましたが、これに對
し政府當局より、經濟力集中排除法
案は形式的には一體法律で制定される
とはいふものの、その背景には、極東
委員會の對日占領政策に関する基本原

則があるので、実際の運用においてはほとんど政府によるものと変らないだらう、また後者の問題は今はつきりは答えられないが、復興のための企業、会社の整理面の措置は再建整備法で、企業面は集中排除法で、また恒久的な措置はすでに定められた独禁法で行うわけで、大体この辺で山が見えてくるのではないかと気がするとの答弁がありました。

次に、民間傳來される三百ばかりの企業対象を分割した場合、税収の方面に多大の影響を興えると思ふがどうか、またこの法案の実施により、再編成後は公正自由な取引ということが建前になるので、その結果再び大きなものが出てくるということが考えられるが、さういうものに対しては、本案はいかなる関係をもつものであるかとの質問がありました。第一点については、現実の問題として制限会社あるいは特定会社等はほとんど利益をあげていないから、さう大きな狂いはないと思ふし、第二点に関しては、この法案自体では未だそこまで考えていないが、独禁法の方では公正なる競争が許されてゐる、ただそれが再び公共の利益に反するほど大きくなつて、独占的な支配力をもつようなことになればいけないというのであつて、独禁法の事業能力の較差ということに触れない限り、大きくなることは許されるであらうとの答弁がございました。

次に、合理的な再編成の合理的といふことは、現在の事情を對象とするのか、それとも將來展開されるべき世界経済との関連において考えるのかといふ点を費しましたところ、政府は、その

再編成したものが後に合理的な経営になるようにといふことは、平時の経済状態を想定し、そのときにおけるあり方が合理的になるようにといふ考えであるから、外國貿易等も予想されている今日は、さうしたことも頭に入れて検討しなければならぬと思つてゐるとの答弁がありました。

また化学工業の分野では、二、三の工場が一つの単位になつてゐる場合が多く、これを分割すると全体の工場が成立しなくなるが、これは工場単位でいくのか、もしくは企業の成立する總体を一括して考えるのかについて質疑があり、これに対し政府より、工場が別であつても、互に有機的な関連性の上に立つてゐる場合は、それらが同一経営内にある方が合理的であるから、さういふ点が立証されるならば分割されることはないと思ふとの答弁がありました。

次に、もしこの法案によつて種々の水平的な結合あるいは垂直的結合が分割されるとすれば、そのために採算不能になり、脱落していく企業が相当ありはしないかとの質問が行われ、政府委員より、本法は産業の合理的な再編成を所期してゐる、単に採算不可能だからといつて、それを切捨てることにはならぬやう、あらゆる努力をしたい、特にそれを分割して、分割したために相互に品質を悪くするとか、原価が高くなるとか、あるいは経理上非常に不健全な状態になるなどといふときは絶対になきやう努力し、その点については、業者の方でも確実にし

て詳細なる資料をもつていろいろ答弁されようと思ふが、それを十分くみとつて、合理的な分割のしかたをしたいと考えてゐる、しかし、もし國民経済全体の立場から、しかも平和的に日本経済を再編成するために絶対にそれに應ずる物資が必要であるが、その物資が今の経済状態では採算不能だといふような場合には、資材なり資金の特別な措置を講じて、生産の供給力に十分に見込みのあるやうに努力をしなければならぬと思ふ、ただ平和的に再編成するのであるから、かつての軍事経済のもとに必要としていたやうな企業全部が全部現在の状態において必要だといふことは言えないと思ふとの答弁がありました。

次に、持株会社整理委員会に勤務階層の代表者をも加えることによつて、これを眞に民主的なものにする意向はないかといふ点と、持株会社整理監査委員会の概況の二点について質疑がありました。

まず委員会の職員について申し上げると、委員はもろろん、部長程度まで一切財閥関係の者は不適当とされてゐる、ただ有價証券とか金銭的なものを多く扱わなければならない関係上、大銀行の職員等が多く來てゐるし、また委員会は永久的な機関でないから、若し人を養成してかかるという時間的余裕がないので、なるべく直ぐに間に合うやうな、訓練のできた適任者をとる方針であるので、現にさういふ人が非常に多いが、みな勤勞者である、なお勤勞者方面との連絡については、理論的でなく實際の経験ある方という意向から、本年六月大阪の金正米吉氏に

任命があり、この方を通じていろいろ事情を伺うことにしてゐるが、今後機構の改革にも大いに努力していきたいと思ふ、また後者については、これは國會議員をもつて構成されてゐるが、委員会が内閣總理大臣の所管に属し、一つの政府の代理機関という形になるので、それ自体が一つの行政機關的な性格を帯びる、これについては、今まで若干あいまいな点があつたが、今度提出予定の改正案では、監査委員会を國會の代表者が構成することは行政と立法との混淆になるから、これを廃止することにしたいと思ふ、さうなると、國會との関係であるが、その場合は、直接に内閣總理大臣の監督に属してゐる機関を、總理大臣についての審査、監査という形において、國會自体で審議していただくことになると思ふとの答弁がございました。

その他具体的な問題について種々質疑應答が交されましたが、詳しくは會議録に譲ることにいたします。

かくて、本案に対する論議もほとんど盡され、昨日各派より共同の修正案が提出され、各派を代表しまして、自由党の堀田委員から、経済力の集中排除はその目的が過度の経済力の集中排除にある点から、字句の上でもこれを明確にいたしておくべきであらう、單に経済力の集中排除でなく、その経済力の過度に集中せられた場合にこれを排除するのである、過度の経済力の集中を排除するといふやうに修正すべしといふ修正意見が提出された。かくして、討論を省略いたしましたので採決の結果、ただいまの修正案のように修正議

決をした次第であります。

なお、本法の実施期間が一箇年となつてゐるのでございますが、その間の経済界の不安を早く除く必要がある、一日も早く指定を終りまして、いたずらに経済界に不安を興えないやうにすることを特に強くここに附言いたしまして、以上、経済力集中排除法案の審査の経過並びに結果を申し上げた次第であります。

次に、持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案の審査の経過並びに結果につきまして、ごく簡単に御報告いたします。

本改正案につきましては、御承知のごとく経済力集中排除法案と不可分の関係にありまして、経済力集中排除法案が制定施行せられることになりますと、それに伴つて、その実施は持株会社整理委員会が担当いたしますことに相なつておりますので、これに應じて持株会社整理委員会令の一部を改正する必要があるものであります。改正の形式につきましましては、同委員会令が最高司令官の覺書に基いて、昭和二十年勅令第五百四十二号、すなわちポツダム勅令として公布せられておりますので、その改正は法律の形式をもつてなされる次第であります。

この改正案の概略を申し上げますと、第一に、持株会社整理委員会の目的及び業務に、経済力集中排除法の施行に関する事項を加へたこと。第二に、同委員会が委員長、常務委員、監査委員及び平委員より構成されてゐたのを、監査様式の變更に伴つて、このうちの監査委員を廢することにしたこと。第三に、持株会社整理委員会の経

費は、従来同委員会が持株会社及び指
定財閥家族から譲り受けました株式その
他の財産から生ずる配当等の収入及び
これらの財産を換價処分して得ますと
ころの代金を持株会社及び財閥家族に
引渡す前に、所要額を差引いて必要経
費に充当するとともに、委員会はこれら
の者以外の者から株式の議決権の行使
を委任せられてゐるので、それについて
手数料を徴収することとなつております
。この点、実質においては変りはない
のであります。法文上、これらの
収入を手数料として徴収し得る旨を明
確に規定したこと。さらに、今回の経
済力集中排除法によつて増大した事務
のうち、主として企業に關連する純行
政的性質の事務については、その経費
相当額は國庫より予算をもつて交付す
ることとし、委員会の経費は、手数料
とこの交付金をもつて支弁することと
してあります。第四は、持株会社整理
委員会に対する監督について、従来内
閣總理大臣の監督の下に持株会社整理
監査委員会が設けられ、同委員会の業
務の運営を監督することになつていた
ので、不必要と認めて之を廃止し、整
理委員会は直接内閣總理大臣の監督に
服する旨を明らかにしております。

本改正案は、去る十一月十四日本委
員会に付託されたものであります。初
めに申し上げました通り、経済力集中
排除法案と一連不可分の關係にあり、
従ひまして、持株会社整理委員会の構
成機能についての審査も、集中排除法
案と同時に併行的に行われましたので、
重複をさける意味で、この際政府当局
との質疑應答の概略の御報告は省略し
たいと存じます。ただ経済力集中
排除法案の趣旨はともかくとして、選
用に關しましては、將來日本の経済再
建に重大なる影響がありますので、細
心の注意をもつてなされるべきものであ
りまして、これを担当し、全權を掌握
しておると見てよいのが持株会社整理
委員会そのものであり、従つて、この
委員会の構成、機能は非常な影響力を
もつものでありまして、この点に鑑
み、政府当局に対し、持株会社整理委員
会の委員の人事については特に慎重に
すべしとの意味から重要な質疑が行わ
れ、各委員より、新しい権限の増大と
ともに、その人選の標準をかえて、す
なわち従来財閥解体事務を主として
いたが、今回の改正により産業、生産方
面に、また企業の再建方面に大きく影
響するので、従つて、これに最も適し
た学識経験のある者の中より廣くこれ
を求め、相当増員して経済力集中排除
法の適正な運用を期するより、十分慎
重の考慮を拂われない旨の強い要望が
ありました。

昨日午後、集中排除法案の採決の後
本改正案の討論に入り、自由党周東委
員より、特に次の二点について、本法
の運用に關し強い要望があつたのであ
ります。その第一点は、持株会社整理
委員会委員の選任または増加の場合に
おいて、新たに附け加えられるところ
の委員会の職能権限に關する十分の
考慮すべきこと。第二点は、新たにそ
の権限を拡大された委員会は、相當に
多額の譲り受けをしたり、あるいは譲
り受けをする財産をもち、巨額の財産
権移動に關する実行の立場に立つので
あるから、それについて委員会の委員
長または会計を掌る委員、職員等につ
いては、たとえば会計法の用納官吏に
準ずるがごとき不当支出等の場合にお
ける賠償責任等責任に關する規定を置
くことが至当であるという意見であり
まして、これはいづれも本法運用上の
最も重要な点であり、きわめて妥當適
切なる意見と考えられますので、特に
ここに附加して御報告しておきたいと
存じます。

かくして討論を終局し、採決にはい
りまして、全会一致をもつて本改正案
は原案の通り可決確定いたしました次第
であります。以上をもつて報告を終りま
す。

なお、議題に供せられております政
府職員に対する臨時手当の支給に關す
る法律案について、財政及び金融委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

まず、本案の内容を簡単に申し上げます
と、政府職員の給与は月収平均千
六百円を基準としたものであり
ますが、本年七月の新物價体系の樹立
に伴ひ、給与水準もこれに應じて引上
げることが適當であると認め、七月以
後の給与については、千八百円水準に
よつて補正予算が組まれた次第であり
ます。しこうして、新給与体系の確立
に至りますまでは未だ時日を要しま
すので、それまでの應急的措置とし
て、千六百円水準と千八百円水準との
差額二百円を毎月支給するのが適當と
の考えから、さきにその七月ないし九
月分合計六百円を支給されましたが、
十月以降も同様の措置をとりたいとの
意味から、この法律案が提出された次
第であります。

この法律案により、臨時手当の支
給方法といたしましては、前回の法律
案とはいささかその基準を改めまして、
各人の現に受けております俸給、暫定

加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手
当及び臨時勤務手当の合計額千六百
円分の二百円、すなわち八分の一を支
給することとしたのであります。

この措置によりまして支給を実施し
たため必要な予算額は、概算い
たしますと大約一般會計一億二千二百
余万円、特別會計二億四千七百余万
円、合計三億六千九百九十七万七千
七百七十七円、十、十一月分につ
いては、すでに一般會計補正予算第五
号及び特別會計補正予算第二号に計
上し、残りの十二月以後の分につきま
しては、目下審議中の一般會計補正予
算第七号及び特別會計補正予算第三
号に計上いたしております。なおこの
金額のほかに、地方負担により地方職
員に支給せられる金額が約九千八百余
万円でございますので、この分も合計
いたしました四億六千八百余万円とい
うものが、今回の措置により官公職員
に給與せらるべき月給額と相なるわけ
であります。

本案は、昨二十一日政府より提案理
由の説明を聴き、ただちに審議にはい
り、二、三質疑が行われましたが、こ
れは前回に論議を盡し、すでに國會の
議決を経た法律第九十九号の延長でも
あり、政府職員の最近の生活の事情を
もくみとり、これを諒とし、討論省
略、採決の結果、全会一致をもつて原
案通り可決いたしました。簡單でござ
います。以上御報告申し上げます。
(拍手)

○議長(松岡駒吉君) ます経済力集中
排除法案につき採決いたします。本案
の委員長報告は修正であります。本
案を委員長報告の通り決するに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつ
て本案は委員長報告の通り決しまし
た。(拍手)

次に持株会社整理委員会令の一部を
改正する法律案につき採決いたしま
す。本案の委員長報告は可決でありま
す。本案を委員長報告の通り決するに
御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつ
て本案は委員長報告の通り可決いた
しました。(拍手)

政府職員に対する臨時手当の支給に
關する法律案は、委員長報告の通り決
するに御賛成ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) よつて本案は委
員長報告の通り可決いたしました。
(拍手)

これにて議事日程は終了いたしまし
た。次会の議事日程は公報をもつて通
知いたします。本日はこれにて散會い
たします。

午後六時八分散會

出席國務大臣

- | | | |
|--------|-------|-----|
| 内閣總理大臣 | 片山 | 哲君 |
| 大藏大臣 | 栗栖 | 勉夫君 |
| 司法大臣 | 鈴木 | 義男君 |
| 文部大臣 | 森戸 | 辰男君 |
| 厚生大臣 | 一松 | 定吉君 |
| 商工大臣 | 水谷長三郎 | 君 |
| 通信大臣 | 三木 | 武夫君 |
| 労働大臣 | 米盛 | 満亮君 |
| 國務大臣 | 齋藤 | 隆夫君 |
| 國務大臣 | 西尾 | 末廣君 |
| 國務大臣 | 和田 | 博雄君 |

出席政府委員

佐多 忠隆君

〔第五十九号参照〕

農地開闢官團の行う農地開
闢事業を政府において引き
継いだ場合の措置に関する
法律案(内閣提出、参議院送
付)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農地開闢官團は、昭和十六年、食
糧事情漸く緊迫せる情勢下、食糧
自給の強化を図るため、大規模な
農地造成改良事業を計画的に遂行
する目的で、農地開闢法に基づき
資本金三千万円(内政府出資一千
五百万円)の國家代行機關として
設立され、爾來今日まで、六ヶ年
間に亘り、相当の成果を納めきた
つたのである。しかるに國土資源
の合理的開闢の見地に立ち、恒
久的政策として、開拓事業を觀察
するときは、その本来の性質上、や
はり政府自らの責任においてこ
れを実施する体制を徹底させるこ
とが妥当であると思われるし、又
一面において官團という特殊法人
は、逐次解散され、公團その他の
形式に移行しつつある現状にある
から、農地開闢官團についてもま
た、この一般方針に即應し、閉鎖
機關に指定されるに至つたのであ
る。ここにおいて、農地開闢官團
の実施し來つた農地開闢事業及び
緊急開拓事業も承けてこれを政府
に引き継ぐことになつたのである
が、政府の行う開拓事業に要する
土地その他の取得及び処分に関し

二、議案の可決理由

農地開闢官團は現に閉鎖機關に
指定せられ、政府は既にその業務
を引き継ぎ着々実施中であるので
あつて、開拓事業と財政との關係
を調整するため、對價の支拂、経
費の負担等に関し、細部の規定を
作ることは、これを當然の措置と
認め、政府原案の通り可決すべき
ものと議決した次第である。
右報告する。

昭和二十二年十一月十二日

農林委員長 野村 勝

衆議院議長松岡駒吉殿

國際電氣通信株式會社等の

社員で公務員となつた者の

在職年の計算に関する恩給

法の特例等に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

二、議案の可決理由

この法律案は、國際電氣通信株
式會社または日本電信電話工
株式會社の事務を政府が引き継
いだ時、現にこれらの會社の
社員であつた者で恩給法上の公務
員となつた者の恩給金額の計算に
つき、これら會社の社員としての
在職期間も公務員として在職して
いたものとみなした場合と同額と
なるようにすることとし、又これ
ら會社の社員としての在職年数に
ついての恩給金及び退官手当の相
当財源額を會社から國庫に納付さ
せるためのものである。

昭和二十二年十一月十三日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長松岡駒吉殿

恩給法の一部を改正する法

律案(内閣提出)に関する報

告書

一、議案の要旨

この法律案は、國會職員法の制
定に伴い、國會職員の身分取扱が、
一般政府職員と、略々基準を同じ
くして確定したので、一般政府職
員と同一恩給制度のもとに恩給を
給するよう、國會職員を恩給法
上の公務員として、規定すること
とし、なお、学校教育法の制定に
伴い、新制の小学校、中学校、盲

失業保險法案(内閣提出)に関する報
告書

〔以上本号に掲載すべきところ、都
合により最終号の末尾に変更〕

昭和十九年法律第四号經濟關係罰則
の整備に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に関する報告書
金融機關再建整備法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に関する報告書
〔以上本号に掲載すべきところ、都
合により最終号の末尾に変更〕

